

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月現在における福井県福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の行政区域とする。概ねの面積は 30 万 9 千ヘクタール程度である。（地図：別紙 1 のとおり）

本区域は白山国立公園、越前加賀海岸国立公園の一部区域及び奥越高原県立自然公園の全区域の他、檜俣自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び重要里地里山 500、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域等の環境保全上重要な地域、福井県重要里地里山、「福井県レッドデータブック」掲載種の生息・生育域、ふるさと福井の自然 100 選および福井県のすぐれた自然(植生編、動物編、地形・地質編)に記載の地域（以下、「国立公園等」とする。）を含むものであるため、8. において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地保護区は、本促進区域には存在しない。

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

①地理的条件

本地域は、県北部に位置し、中央に開けた福井平野を中心に都市化が進んでおり、広域行政圏の福井坂井地域、丹南地域、奥越地域に所在する 7 市 4 町（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）からなる広域的な地域である。

福井坂井地域は、人口の約 50%が集中し、県全体の中核的地域としての役割を担っており、丹南地域は、製造業の占める割合が高く県内有数の工業都市圏を形成している。また、奥越地域は、中京圏に対する東の玄関口としての役割が期待されている。

②産業の状況

本地域は、基幹産業である繊維産業が一帯に集積し産地を形成しており、眼鏡産業は鯖江市を中心とした一大産地となっている。また、こうした地域が持つ新素材開発力、微細加工技術を活かして自動車関連産業に進出した企業による集積が構築されている。また、福井市と坂井市にまたがる産業団地であるテクノポート福井を中心として、化学工業や非鉄金属製造業等の素材産業の集積が以前にも増して進んでいるところである。

また、本地域は、今年度日本遺産に認定された日本六古窯である越前焼をはじめとする伝統的工芸品の産地としても有名である。

農業においては、コメの生産が盛んであり、今年度命名された「いちほまれ」は来年度より本格生産が始まる。坂井北部の丘陵地や三里浜砂丘地ではメロンやミディトマト、都市近郊では軟弱野菜や果実類、奥越地域ではサトイモや白ネギなどの生産がそれぞれ盛んである。

観光産業としては、東尋坊をはじめとした風光明媚な観光地が各地に存在する他、あわら温泉、

大本山永平寺、一乗谷朝倉氏遺跡や福井城址、養浩館等の歴史遺産・文化施設等も多く存在する。また、本県は日本一の恐竜化石の採掘場であり、勝山市の恐竜博物館は世界三大恐竜博物館と称され、毎年 100 万人近い観光客が来場する。

③インフラの整備状況

本地域の交通インフラの整備状況は、主要な交通網として J R 北陸本線、北陸自動車道、国道 8 号等交通幹線が南北に通じており、それらと接続する幹線国道、県道等が東西に走り、地域を結んでいる。さらに、平成 29 年 7 月に永平寺インターチェンジ～上志比インターチェンジが開通したことにより、中部縦貫自動車道における永平寺大野道路が全線開通し、本地域の中心部と奥越地域とのアクセスが飛躍的に向上した。

北陸新幹線については、令和 4 年度末を目途に嶺南地域の交通の結節点である敦賀駅まで開通予定である。これにより本地域と首都圏及び関西圏とのネットワーク機能が高まるものと考えられる。

福井港は、平成 20 年 4 月に外貨貨物取扱区域を拡充し、平成 21 年 4 月に 6 号埠頭用地の舗装、平成 24 年には 3 セクである福井埠頭が新規上屋を整備し、福井港の利便性向上を図っている。

なお、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、優れた技術力を持つ製造業の集積を中心として堅調な産業成長を続けている一方、今年度に入り有効求人倍率が 2 倍を超え、深刻な人材不足に陥っている。

一方、近年の大規模なインフラ整備がもたらす交通アクセスの向上により、今後、さらなる県訪問者や企業立地の増加が見込まれている。

今後、こうした需要を余さず取り込めるよう、農林水産品や観光地等のブランド力を高めるとともに、IT・IoT や AI・ロボット等の導入による省人化や高品質・高付加価値な商品・サービスの開発等に取り組む、労働生産性の高い企業を後押ししていくことが重要である。

地域の魅力を発信するとともに、質の高い雇用を生むことで、域外からの人口流入、更なる消費拡大の好循環を生み出していくことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

1 件当たりの平均 3.15 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 45 件創出し、これらの地域経済牽引事業により、波及効果を加えて、促進区域内で 245 億円の付加価値創出を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業に	— 百万円	24,500 百万円	

よる付加価値額			
【任意記載のK P I】			
	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業 の新規事業件数	—	45 件	—
地域経済牽引事業 による売上	— 百万円	117,000 百万円	
一人当たり県民所 得	2,972 千円 (H26)	3,400 千円 (R2)	11.4%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の①～③の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,695 万円（福井県の一事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

※計画期間 5 年間の場合。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 地域経済牽引事業者の域内における売上げが開始年度比で 7,400 万円以上増加すること
- ② 地域経済牽引事業者の域内雇用者数が開始年度比で 3 人以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の域内雇用者の給与等支給額が開始年度比で年間 2%ポイント以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

以下の重点促進区域の設定においては、国立公園等の区域を除外する。

【重点促進区域1：福井北ジャンクション・インターチェンジ周辺】

福井市 玄正島町、重立町、間山町、中ノ郷町、上中町、藤島町、林藤島町、島橋町、泉田町、
堂島町、新保町、林町、若栄町、下中町
永平寺町 松岡室、松岡吉野塚

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 360 ヘクタール程度である。

本地域は福井市域の北東に位置し、北陸自動車道と中部縦貫自動車道、国道 416 号の結節点である福井北ジャンクション・インターチェンジがあり、国道 8 号が通るなど、交通インフラが非常に充実した地域であり、今年の 7 月には大野市へと繋がる中部縦貫自動車道（永平寺・大野道路）が全面開通し、さらに高速ネットワーク機能が向上した。また、福井市重立町、間山町には福井北インター流通センターがあり、物流産業を中心として 13 社が集積しているほか、福井市玄正島町にも物流産業（1 社）、印刷業（1 社）が立地しており、福井北ジャンクション・インターチェンジの西側には福井産業技術専門学院も立地している。

今後は高速ネットワークの優位性により、地域の農産物・特産物を全国へ流通する拠点として、地域経済に密着した物流関連企業等の集積を目指すため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は区域中心部に位置する若栄工業団地付近を除く地域が市街化調整区域であり農用地区域を含むものであるため、9. において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

若栄町は工業地域と一種住居地域となっているが、その他の地域は市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、「北陸自動車道福井北ジャンクション・インターチェンジの近辺が、中部縦貫自動車道の整備により更に流通業務施設等の需要が高くなる可能性があるため、物流拠点等として土地利用ができるよう、周辺環境に配慮しながら、市街化区域への編入を検討する。」とされている。福井市都市計画マスタープランにおいては、「中部縦貫自動車道開通により交通結節機能が高まる福井北ジャンクション・インターチェンジ付近における流通業務機能の誘導」としており、永平寺町都市計画マスタープランにおいても、地域特性と調和した産業の集積を進める新しい産業拠点として位置づけ、社会情勢の変化やインターチェンジ開設等の状況に応じて、段階的な土地利用転換を目指すとされている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「芝原用水系及び酒生水系に属する平坦部の農用地約 1,500 ヘクタールについては、県営圃場整備事業及び第 2 次農業構造改善事業の実施により、田として既に水利及び土地条件の整備が完了しており、そのほとんどが、団地性 200 ヘクタール以上、傾斜度は 1/300 未満で構成され、高性能な機械の導入により田として利用する。」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

また、永平寺町農業振興地域整備計画においては、本区域を含む松岡ブロックでは、「昭和 37 年度より土地改良事業に着手し、県営及び団体営により殆どの圃場整備事業を完了しており整備率は約 85.0%となっている。これにより、耕地区画の大きさは、30 アール以上が 9%、10～30 アールが 85%、10 アール以下が 6%で、用排水路の完全分離が行われ、地域農業の近代化と省力化を目的とし、高性能農業機械の導入が実施されている。よって、今後も水稲作を主体とした土地利用を進めていく。」と記載されている。なお、当区域は国営灌漑排水事業（九頭竜パイプライン事業）により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。

【重点促進区域 2：福井インターチェンジ周辺】

福井市 梅野町、和田中町、稲津町、荒木新保町、荒木町、合島町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 170ヘクタール程度である。

本地域は福井市域の東部に位置し、北陸自動車道と国道 158 号の結節点である福井インターチェンジがあるほか、国道 8 号にアクセスが容易であるなど、交通インフラが最も充実した地域の 1 つとなっている。

さらに、梅野町には食料品製造業、情報産業が立地することから、当該地域において地域経済牽引事業を、重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域はほぼ全域が市街化調整区域であり、農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

本区域は市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「福井インターチェンジ周辺は隣接する集落への影響を勘案しながら、企業立地等の適切な土地利用を誘導」としている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「芝原水系及び酒生水系に属する平坦部の農用地約 1,500ヘクタールについては、県営圃場整備事業及び第 2 次農業構造改善事業の実施により、田として既に水利及び土地条件の整備が完了しており、そのほとんどが、団地性 200ヘクタール以上、傾斜度は 1/300 未満で構成され、高性能な機械の導入により田として利用する。」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域 3：テクノポート福井周辺】

福井市 石新保町、石橋町、川尻町、白方町、両橋屋町
坂井市 三国町黒目、三国町新保、三国町米納津

(概況及び公共施設などの整備状況)

本地域は福井市の北西部および坂井市の最西部に位置し、化学産業（39社）を中心に大規模工場が集積している。本区域内のテクノポート福井には、5.8ヘクタールの分譲可能面積がある。さらに、インフラとしては、工業用水や排水浄化センター、産業廃棄物処理センターが完備されているほか、交通面では福井港に隣接しており、国道305号及び416号、また、主要地方道丸岡インター線の整備により丸岡インターチェンジからの輸送が向上する見込みで非常に充実した地域であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。本地域はテクノポート福井の南部が農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

福井市川尻町、石橋町、石新保町、白方町、両橋屋町の北部は工業専用地域となっており、南部については都市計画区域外となっている。また、坂井市においては、三国町新保地区の南部が工業地域と工業専用地域、黒目地区及び米納津地区の西部が工業専用地域となっている。嶺北北部都市計画区域マスタープランにおいては、工業の集積地としてテクノポート福井の工業地を維持する方針が掲げられており、テクノポート福井を産業振興ゾーンとして位置付けており、福井港の物流拠点機能を活かした工業地として、企業立地を促進するため、用途地域を拡大し工場等の操業に適した環境を整えている。福井市都市計画マスタープランにおいては、「産業を支える拠点として形成された環境を維持向上」として位置づけられている。

一方、福井農業振興地域整備計画及び三国農業振興地域整備計画においては、この地域に関して特段の位置づけはなされていないが、国営灌漑排水事業（九頭竜パイプライン事業）により良好な農業用水が水田地帯や三里浜砂丘地にまで供給され、良質米や園芸作物が生産されている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【重点促進区域4：二日市工業専用地域周辺】

福井市 二日町、山室町、高屋町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は40ヘクタール程度である。

本地域は福井市域の北西に位置し、本市基幹産業である繊維産業が集積している。インフラとしては、国道416号が通っており、福井港へのアクセスも可能であるなど非常に充実した地域で

あり、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。本地域は南北に伸びる工業専用地域の東部が市街化調整区域であり、農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

二日市町、山室町、高屋町の北部は工業専用地域となっており、南部については市街化調整区域となっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、「福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や永平寺町等の工業地を維持する。」と位置づけされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「産業を支える拠点として形成された環境を維持向上」として位置づけられている。また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において、「九頭竜川右岸に位置する平坦部の農用地約 350 ヘクタールについては、田として既に水利及び土地条件の整備が相当進められており、団地性 200 ヘクタール以上、傾斜度は 1/300 未満で構成されている。今後も田として利用するほか、麦・大豆の振興を図る。」と記載されている。また、当区域は国営灌漑排水事業（九頭竜パイプライン事業）により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域5：問屋団地周辺】

福井市 問屋町1～4丁目、曾万布、印田、河増町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 140 ヘクタール程度である。

本地域は福井市の中心部からやや南西に位置し、地域内の準工業地域を中心に物流関連産業等が集積している。地域内には協同組合福井問屋センターが組織され、センターが運営する会館を組合員が利用するなどの活動が実施されている。

交通インフラとしては、市内の基幹道路である国道 8 号や国道 158 号に近接するとともに、福井インターチェンジ出入口までは 3 キロと充実しているため、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域の東部が市街化調整区域であり、農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

問屋町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目は準工業地域であり、印田町、曾万布町は市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、「問屋団地周辺は流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後も流通業務地を維持する」とされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「流通業務ゾーンである問屋団地は広域交通の利便性を活かした流通業務地として、操業しやすい環境を形成」とされている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「芝原用水系及び酒生水系に属する平坦部の農用地約 1,500 ヘクタールについては、県営圃場整備事業及び第 2 次農業構造

改善事業の実施により、田として既に水利及び土地条件の整備が完了しており、そのほとんどが、団地性 200 ヘクタール以上、傾斜度は 1 / 300 未満で構成され、高性能な機械の導入により田として利用する。」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域 6：下河北工場適地周辺】

福井市 下河北町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 90 ヘクタール程度である。

本地域は福井市南部に位置し、工場適地として製造業等の集積が進んだ地域である。地域内には基幹道路である国道 8 号が地域内に位置することから物流関係施設も集積している。また、地域東側には大型の食料品製造業が立地している。

交通インフラとしては、国道 8 号が地域内を通り、福井インターチェンジまでは自動車でも 15 分程度と充実している。そのため、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域の西部が市街化調整区域であり、農用地区域を含むものであるため、9. において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

下河北町の西部は準工業地域であり、東部は市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされており、福井都市計画マスタープランにおいては、「下河北の工業地は広域交通の利便性を活かした流通業務地として、操業しやすい環境を形成」としている。

また、この地域を含むエリアは福井市農業振興地域整備計画において「足羽川左岸に位置する徳光、六条用水系約 1,350 ヘクタールの平坦農用地については、既に土地条件の整備が進められており、団地性 200 ヘクタール以上、傾斜度 8 / 100 度未満で構成され、既に圃場整備もほぼ完了しており今後は近代的農業経営を行う条件を備えていることから、田として利用する」と記載されている。また、当区域の南側は県営日野川用排水施設事業により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域7：福井中央工業団地周辺】

福井市 三尾野町、南居町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は130ヘクタール程度である。本区域内の、福井中央工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、製造業を中心とする企業が集積する福井中央工業団地を有し、国道8号から3キロ、福井インターチェンジまで10キロと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点区域に設定するものとする。

また、本区域の北部及び南部が市街化調整区域であり、農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

福井中央工業団地のある南居町南部、三尾野町北部は工業地域となっており、南居町北部、三尾野町南部は市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、「福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や永平寺町等の工業地を維持する。」と位置づけされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「工業専用ゾーンであるテクノパーク福井は、産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上」としている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「日野川右岸沿いに南北に広がる平坦農用地約400ヘクタールについては、田として既に水利及び土地条件の整備が進められており、暖地性200ヘクタール以上、傾斜度1/300未満で構成されているが、今後は高性能な機械化に対応するよう、大区画圃場整備の実施により田として利用する」と記載されている。また、当区域の南側は県営日野川用排水施設事業により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティーの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域8：三留工業団地周辺】

福井市 三留町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は80ヘクタールである。本区域内の、三留工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、電子部品製造業や繊維製品製造業等が集積している三留工業団地を有するほか、県道6号線及び県道253号線に近接するなど交通インフラも充実しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は市街化調整区域であり、南部に農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

三留町は工業団地が立地しているものの、ほぼ町内全域が市街化調整区域になっている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされており、福井市都市計画マスタープランにおいては「産業を支える拠点として位置づけている、福井北ジャンクション・インターチェンジ付近と甕谷地区では、必要に応じて新市街地を指定するなどの操業環境を誘導する都市計画の手法を検討します。また、その他の地域においても既存ストックの有効活用の観点を踏まえた上で、開発許可の適切な運用を図ります」とされている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「日野川水系及び志津川水系の1,070ヘクタールについては、これまでの土地基盤整備により、水利をはじめ田としての条件が完備しているので、田としての利用を図る。」こと、「今後は、圃場整備事業によって施行された農道の舗装を完備し、維持管理の合理化を図るとともに、高性能機械の効率的な運用と農作業等の安全を図るための事業を実施する。」ことが記載されている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域9：甕谷工場適地周辺】

福井市 甕谷町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの区域は60ヘクタール程度である。本区域内の、甕谷工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、本市の南部に位置し、県道28号線に近接する場所であり、化学やプラスチック、電機関連の企業が集積していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は西部に農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

甕谷町は都市計画区域外（ただし、工業団地北側周辺は市街化調整区域）となっているが、農用地区域は含まれている。福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされており、

福井市都市計画マスタープランにおいては「甕谷地区において、既存の工業団地を中心として、周辺環境に配慮した産業拠点の形成を誘導します」と記載されている。また、福井農業振興地域整備計画において、本地域が含まれる清水地区は「今後は、圃場整備事業によって施行された農道の舗装を完備し、維持管理の合理化を図るとともに、高性能機械の効率的な運用と農作業等の安全を図るための事業を実施する」と記載されている。また、当区域は県営日野川用排水施設事業により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。一方、福井農業振興計画において、農地等の資源やコミュニティの維持・活性化といった観点から、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とし、地域に必要な他産業の立地を例外的に可能としている。そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【重点促進区域 10：河端工業区域周辺】

鯖江市 水落町、上河端町、下河端町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 26 ヘクタール程度である。本区域内の、さばえ産業用地に遊休地は存在しない。

本区域は、地域の特性として、地場産業である繊維製造業関連企業の工場が設置されている場所であり、国道 8 号に隣接し、鯖江インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は全域、工業用水と上下水道の利用可能区域に入っているほか、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 11：東部工業団地周辺】

鯖江市 御幸町 1 丁目、神中町 2 丁目

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 37 ヘクタール程度である。本区域内の、東部工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、地域の特性として、地場産業である眼鏡や繊維製造業関連の企業の事業所が集積する場所であり、国道 8 号に隣接し、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、区域は全域、工業用水と上下水道の利用可能区域に入っているほか、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 12：鯖江機械工業団地周辺】

鯖江市 平井町、二丁掛町、当田町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 6 ヘクタール程度である。本区域内の、鯖江機械工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、地域の特性として機械部品製造業や地場産業である繊維業関連の企業の事業所が集

積する場所であり、越前市及び越前町などに比較的近いアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、区域は全域、上水道の利用可能区域であり、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 13：金津中部工業団地周辺】

あわら市 矢地、伊井、清間、菅野、古屋石塚

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 40 ヘクタール程度である。本区域内の、金津中部工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、地域の特性としての自動車部品関連産業、電子部品、繊維、薬品などの製造業の事業所が集積する場所であるとともに、JR 芦原温泉駅から 1.3 キロに位置し、国道 8 号から 2 キロ、北陸自動車道金津インターチェンジからも 5 キロ、丸岡インターチェンジへは 6 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。

当該区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 14：今立工業団地、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地、味真野工業団地、信越化学工業一帯、及びその周辺】

越前市 粟田部町、岩内町、平林町、大手町、庄田町、今宿町、大塩町、四郎丸町、岡本町、大虫町、大虫本町、池ノ上町、白崎町、妙法寺町、向陽町、宮谷町、上真柄町、北小山町、北府一丁目、北府二丁目、府中三丁目

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 100 ヘクタール程度である。本区域内の、今立工業団地には 0.1 ヘクタールの分譲可能面積があり、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地、味真野工業団地に遊休地は存在しない。

武生インターチェンジ、及び JR 武生駅といった主要な交通インフラから 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高い。また、今後開通予定である北陸新幹線の南越駅（仮称）からも 5 キロ圏内に位置している。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 15：福井大学医学部・福井県立大学周辺】

永平寺町松岡渡新田、松岡兼定島、松岡平成、松岡領家

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 100 ヘクタール程度である。本区域内の、九頭竜工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、永平寺町北西部の御陵地区内、北陸自動車道沿いに位置し、西は福井市、北は坂井市に面しており福井北ジャンクション・インターチェンジから約 3 キロと交通インフラが整備さ

れている。本区域の特長として、福井大学医学部、福井県立大学、ほか2つの専門学校など情報産業が集積するソフトパークふくいや学術研究機能や情報産業機能が集積していることが挙げられる。学術研究機能の集積による交流人口の増大により、地域の雇用が創出されているため、地域経済に与える波及効果が高い区域といえる。今後、地域の製造業やIT産業と連携した研究開発施設等の集積地を目指すため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域には、東部及び南部に農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

本区域は嶺北北部都市計画区域に指定されているが、嶺北北部都市計画マスタープランには特段の記載はない。一方、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、福井北ジャンクション・インターチェンジ周辺同様、本区域内の北陸自動車道西側一帯のエリアは、地域特性と調和した産業の集積を進める新しい産業拠点として位置づけ、社会情勢の変化やインターチェンジ開設等の状況に応じて、段階的な土地利用転換を目指すとされている。

また、永平寺町農業振興地域整備計画において、本区域を含む松岡ブロックでは、「昭和37年度より土地改良事業に着手し、県営及び団体営により殆どの圃場整備事業を完了しており整備率は約85.0%となっている。これにより、耕地区画の大きさは、30アール以上が9%、10～30アールが85%、10アール以下が6%で、用排水路の完全分離が行われ、地域農業の近代化と省力化を目的とし、高性能農業機械の導入が実施されている。よって、今後も水稻作を主体とした土地利用を進めていく。」と記載されている。なお、当区域は国営灌漑排水事業（九頭竜パイプライン事業）により良好な農業用水が供給され、良質米の産地となっている。

しかしながら、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としており、上記のとおり、九頭竜工業団地に遊休地は存在せず、また、北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点からも約3キロと交通インフラが整備され、学術研究機能や情報産業機能が集積している本区域は研究開発施設としての需要が見込まれ、地域経済に与える波及効果が高い区域であることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 16：永平寺参道インターチェンジ～永平寺口駅周辺】

永平寺町諏訪間、東古市

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は80ヘクタール程度である。本区域内の、釜ヶ淵工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、永平寺町の中央に位置するえちぜん鉄道永平寺口駅から県内有数の観光地として知られる曹洞宗大本山永平寺を結ぶ町道（遊歩道）「永平寺参ろ一ど」（約6キロ）のうち、永平寺口駅から中部縦貫自動車道の永平寺参道インターチェンジまでの「永平寺参ろ一ど」（約2キロ）周辺の区域である。本区域では、自動走行技術に的を絞った最先端技術に関連した企業誘致を行うため重点促進区域に設定することとする。

また、本区域には、北部及び東部に農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

本地域については、永平寺準都市計画区域のため都市計画区域マスタープランにおける記載はないが、永平寺町都市計画マスタープランにおいて、えちぜん鉄道永平寺口駅周辺は、大本山永平寺への玄関口としての魅力の向上を図るとされている。また中部縦貫自動車道は、中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけられている。

また、永平寺町農業振興地域整備計画には、本区域を含む永平寺ブロックについて、「本地区の農業振興のため、昭和40年度より農業構造改善事業に着手し、その後第2次農業構造改善事業、団体営による土地基盤整備事業が進められ現在に至っており、整備率はほぼ100.0%に近い状況である。耕地区画の大きさは、20～30アールが50～55%となり、用排水路の完全分離が行われ、地域農業の近代化と省力化を目的とし、高性能農業機械の導入が実施されている。よって、今後も水稲作を主体とした土地利用を進めていく。」とされている。

しかしながら、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としており、上記のとおり、本区域内の釜ヶ淵工業団地に遊休地は存在せず、永平寺町都市計画マスタープランにおいて中部縦貫自動車道は中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけられており、かつ本区域を含む「永平寺参ろ一ど」は、国土交通省・経済産業省による「平成28年度スマートモビリティ研究開発・実証事業：専用空間における自動走行等を活用した端末交通システムの社会実装に向けた実証」の実証評価地域として選定されているため、自動走行技術的を絞った最先端技術に関連した企業立地としての需要が見込まれ、地域経済に与える波及効果が高い区域であることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域17：下浄法寺地区周辺】

永平寺町下浄法寺

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は20ヘクタール程度である。

本区域は、永平寺町の中央北部、九頭竜川の右岸に位置しており、北側の浄法寺山から扇状地として広がっている地形であり、主な道路として九頭竜川に平行して通る主要地方道路勝山・丸岡線が通っている。

本区域では、永平寺町において付加価値の高い伝統産業である酒造業のノウハウを活かし、九頭竜川などの恵まれた自然環境を活用した醗酵産業を集積させ、地域産業と雇用創造による地域活性化、さらに地域の特産物、醗酵文化の魅力を体験できる新たな観光誘客拠点の形成を目指すため、重点促進区域に設定する。

また、本区域には、全域的に農用地区域を含むものであるため、9.において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

本地域は、永平寺準都市計画区域のため、都市計画区域マスタープランにおける記載はないが、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、九頭竜川の沿岸に形成された優良な農地は、背後の森林地域と一体となって、本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図るとされている。

永平寺町農業振興地域整備計画においては、本区域を含む永平寺ブロックでは、「本地区の農業振興のため、昭和 40 年度より農業構造改善事業に着手し、その後第 2 次農業構造改善事業、団体営による土地基盤整備事業が進められ現在に至っており、整備率はほぼ 100.0%に近い状況である。耕地区画の大きさは、20～30 アールが 50～55%となり、用排水路の完全分離が行われ、地域農業の近代化と省力化を目的とし、高性能農業機械の導入が実施されている。よって、今後も水稲作を主体とした土地利用を進めていく。」とされている。

しかしながら、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としており、上記のとおり、本区域では九頭竜川等の自然を活かした新たな観光誘客拠点である醗酵産業集積地としての需要が見込まれ、かつ醗酵産業の発展が地元農産物の取引高の増加にも繋がり、地域経済に与える波及効果が高い区域であることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 18：上志比インターチェンジ周辺】

永平寺町浅見、牧福島、大月、野中

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 80 ヘクタール程度である。本区域内の、浅見工業団地に遊休地は存在しない。

本区域は、永平寺町の東部に位置し、北側には国道 416 号とえちぜん鉄道が、南側には中部縦貫自動車道が東西に通っている。本区域を含む上志比地区は、伝統的地場産業として繊維産業が多く立地していたが、繊維産品における国際競争の激化、少子高齢化によるサービス需要の低下等の理由により事業所数が減少した。現在、本区域には製造業が一部立地し、中部縦貫自動車道（永平寺大野道路）の全面開通により今後は繊維産業のノウハウを生かした製造業の誘致・集積を目指すため、重点促進区域に設定する。

しかしながら、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としており、上記のとおり、浅見工業団地に遊休地は存在せず、永平寺町都市計画マスタープランにおいて中部縦貫自動車道は中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけられており、交通インフラの利便性をいかした製造業の需要が見込まれ、地域経済に与える波及効果が高い区域であることから、これらの方針と調和したものである。

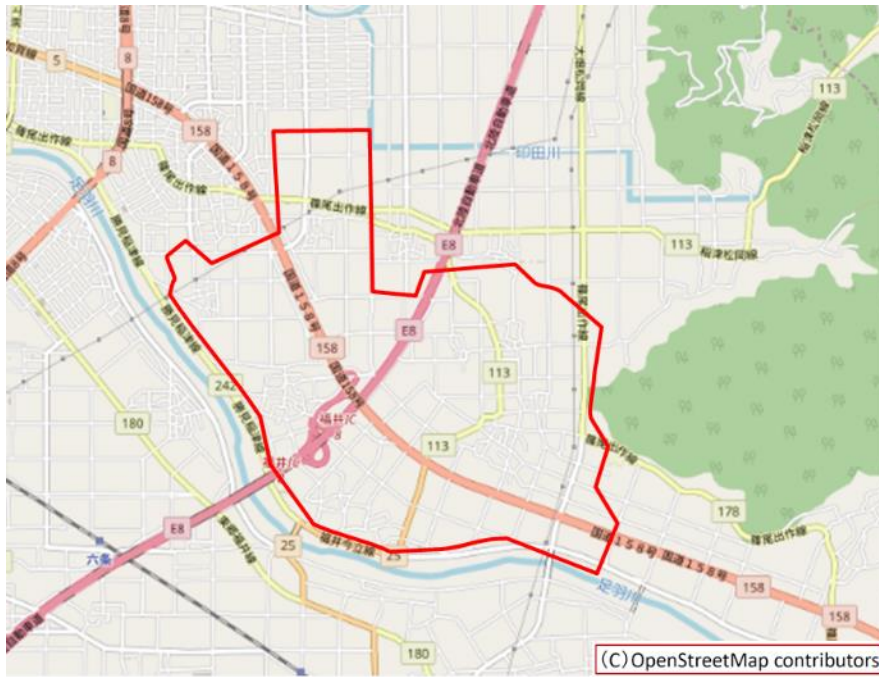
また、本区域には、全域的に農用地区域を含むものであるため、9. において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

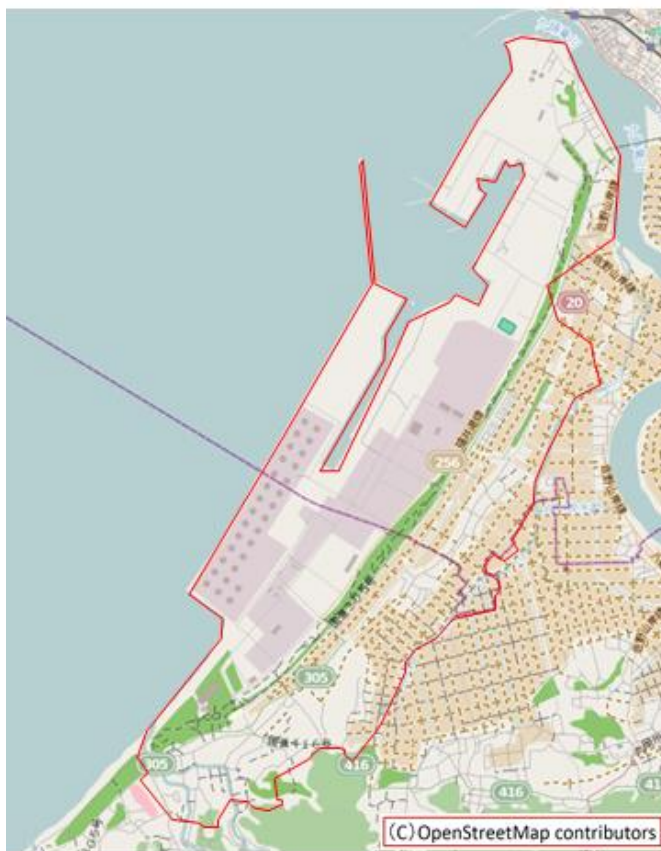
本地域は、永平寺準都市計画区域のため、都市計画区域マスタープランにおける記載はないが、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、中部縦貫自動車道は、中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけられている。

永平寺町農業振興地域整備計画において、本区域を含む上志比ブロックでは、「昭和 40 年代より土地改良事業に着手して現在に至っており、整備率はほぼ 100.0%に近い状況である。圃場整備により、用排水路の完全分離が行われ、地域農業の近代化と省力化を目的とし、高性能農業機

【重点促進区域 2】



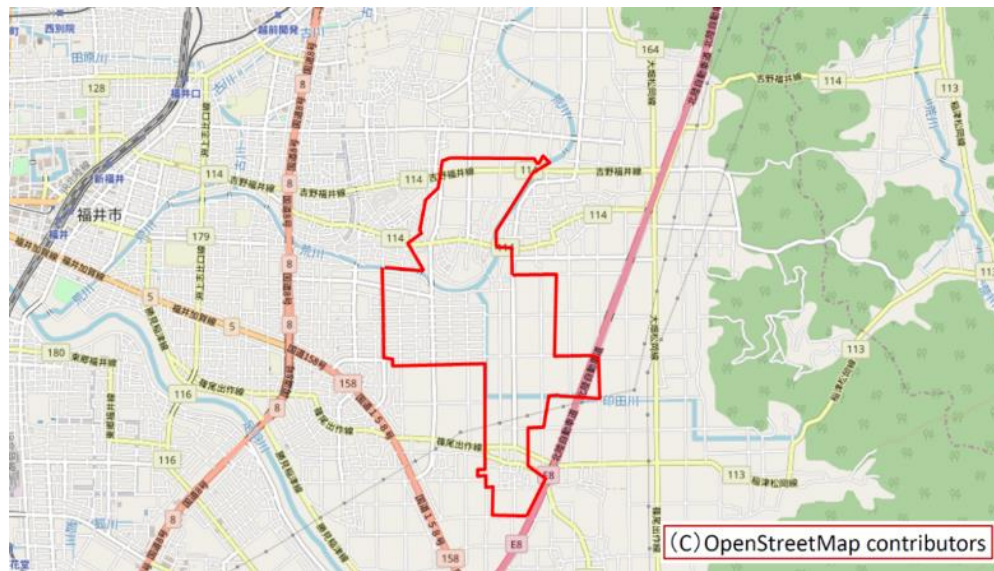
【重点促進区域 3】



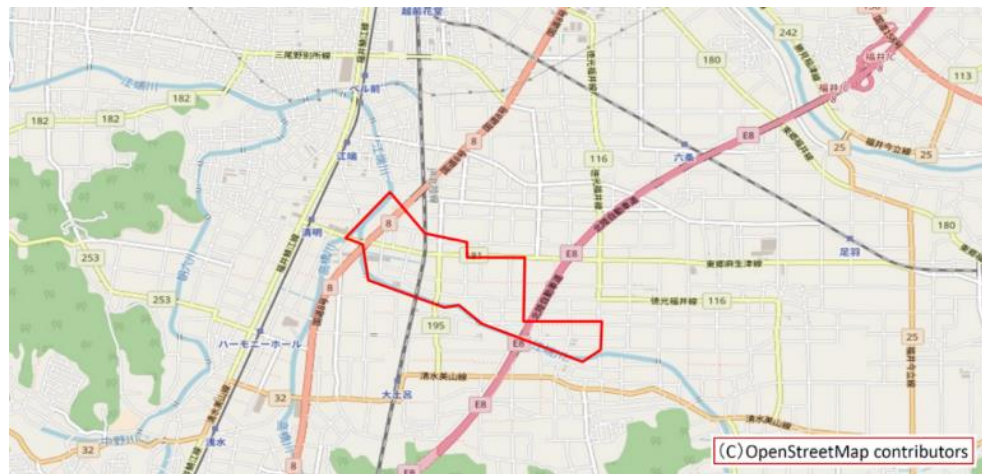
【重点促進区域 4】



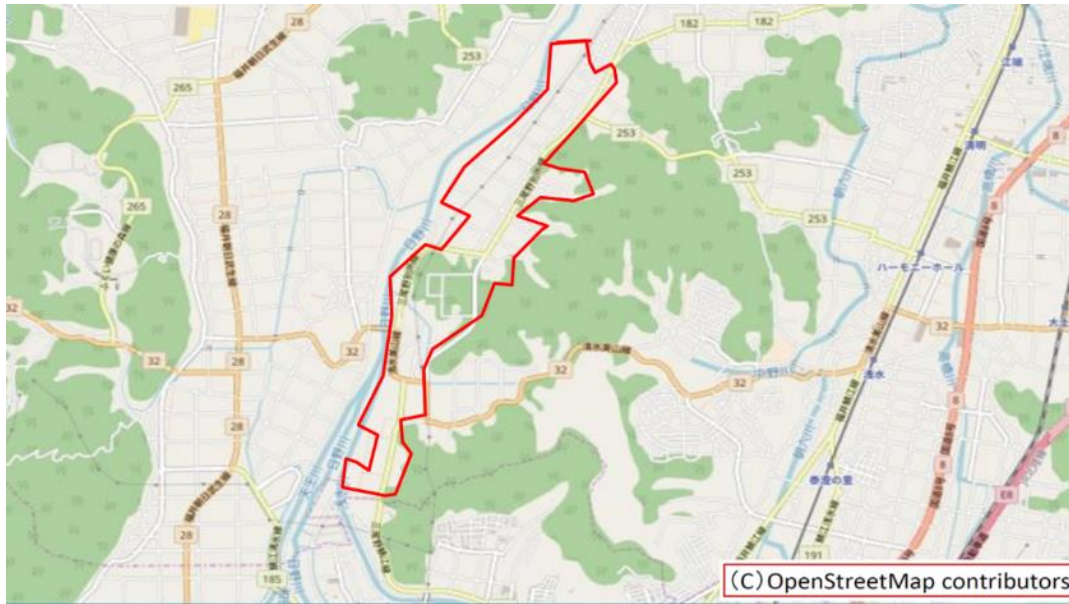
【重点促進区域 5】



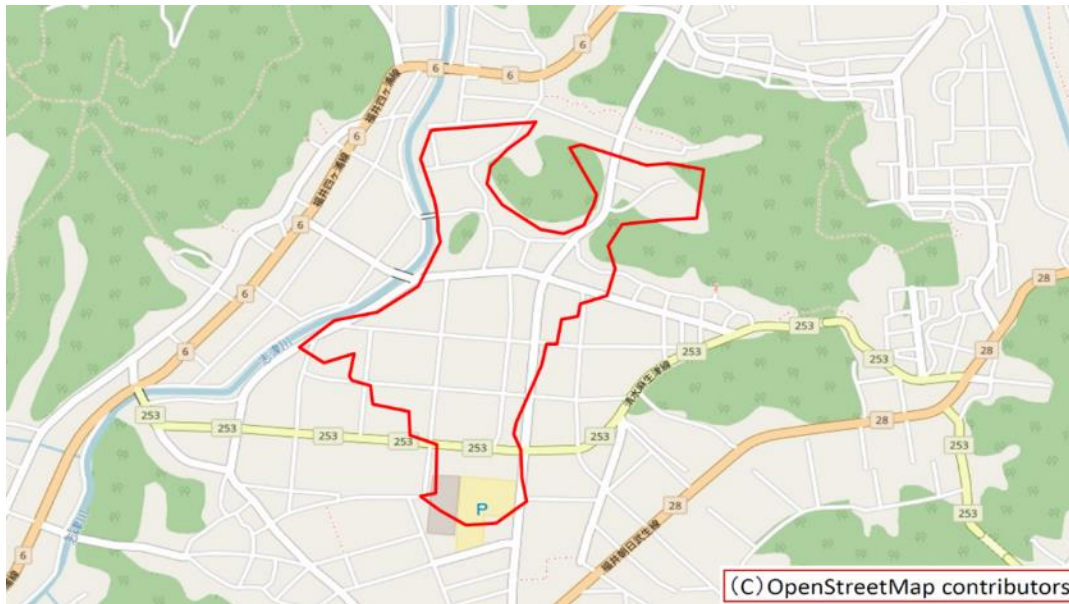
【重点促進区域 6】



【重点促進区域 7】



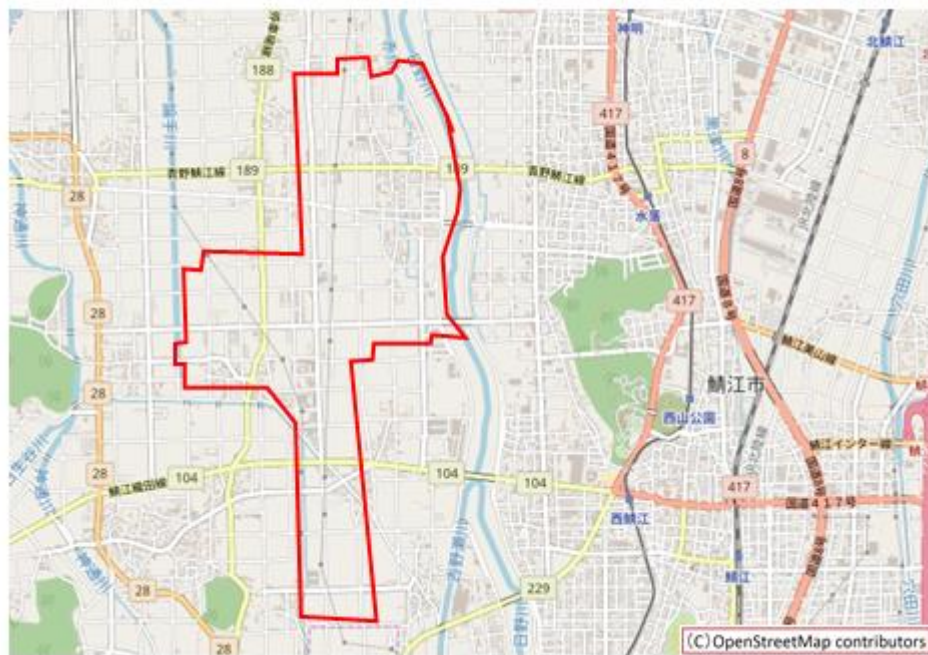
【重点促進区域 8】



【重点促進区域 1 1】



【重点促進区域 1 2】

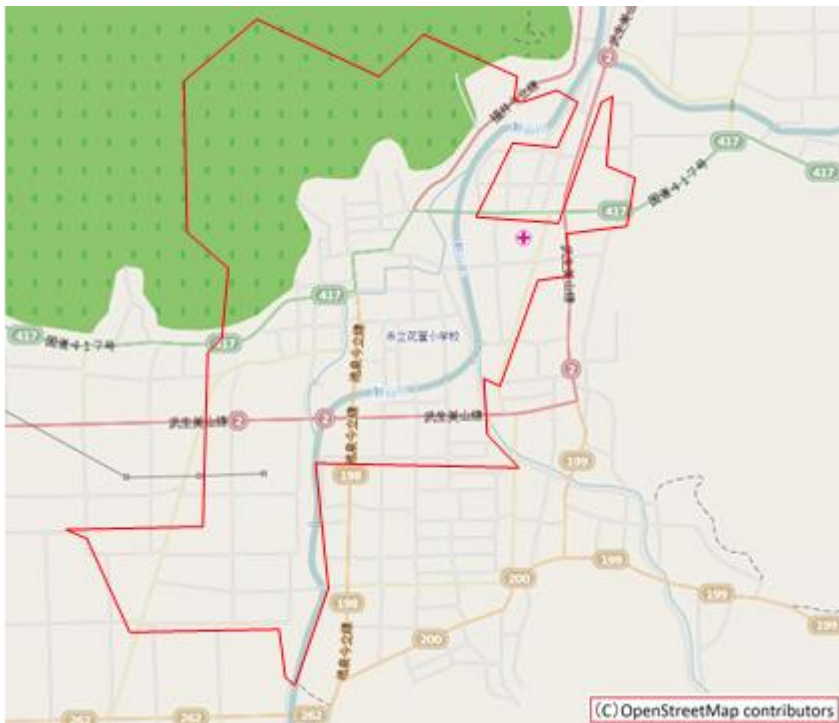


【重点促進区域 1 3】



【重点促進区域 1 4】

(今立工業団地周辺)



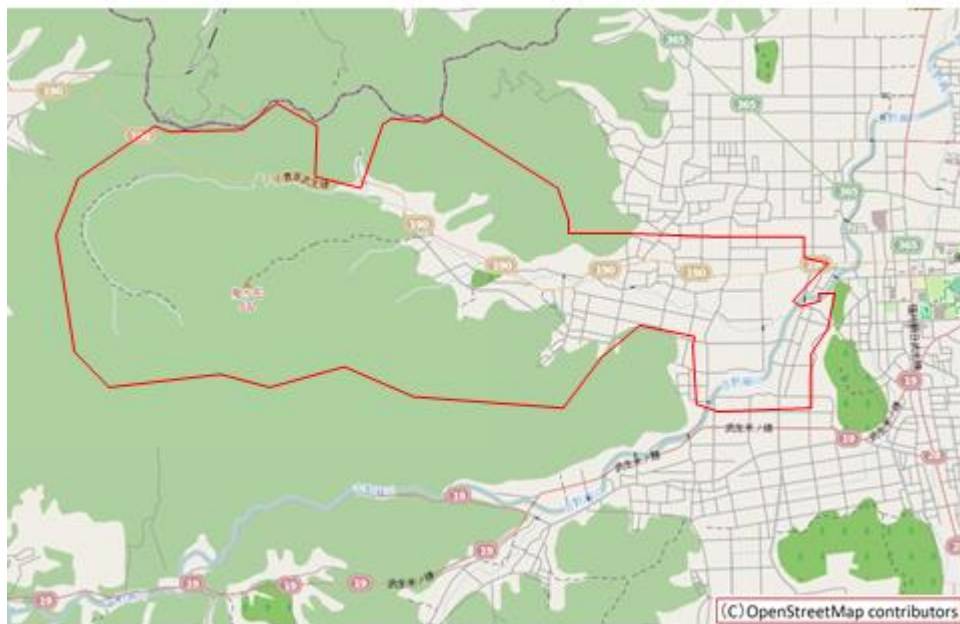
(北日野工業団地周辺)



(王子保工業団地周辺)



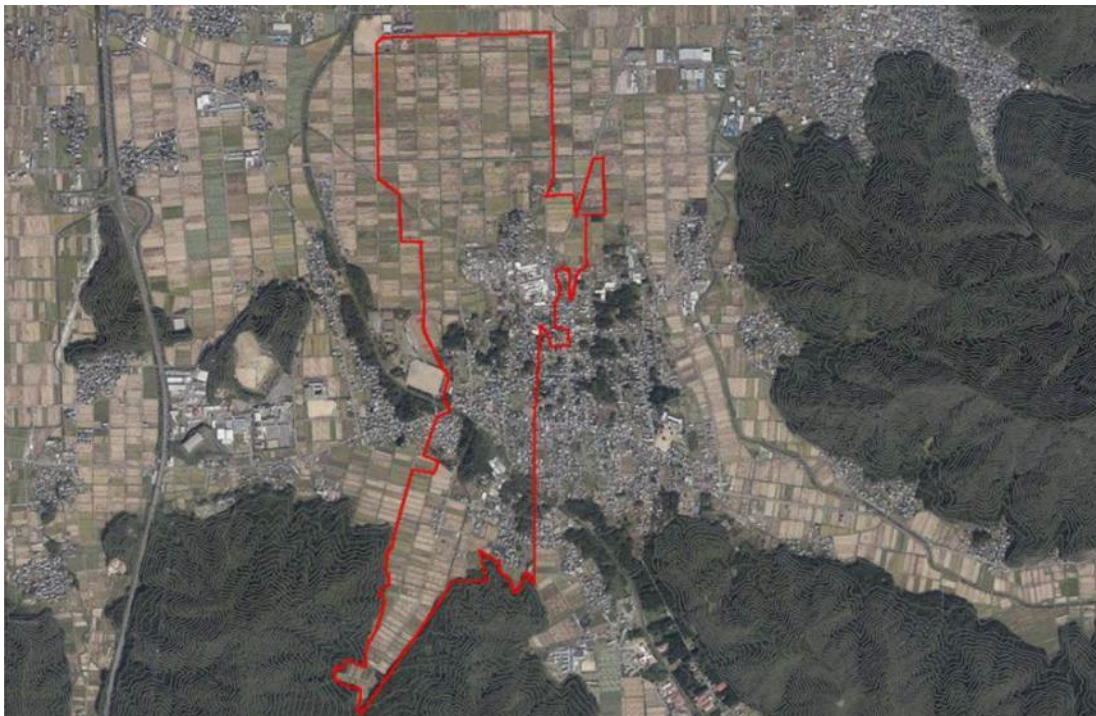
(大虫工業団地周辺)



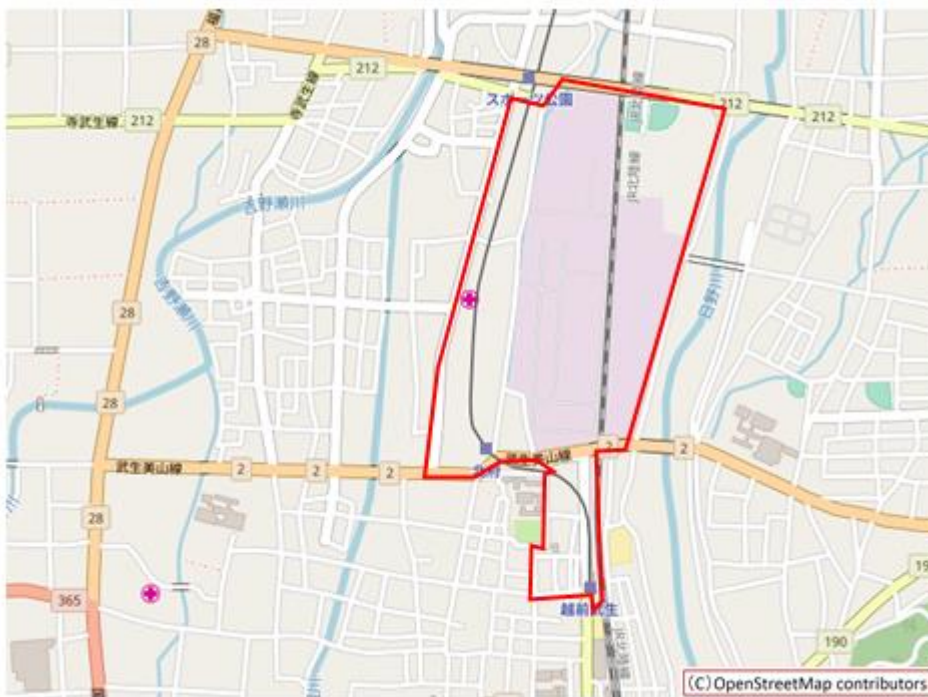
(池ノ上工業団地周辺)



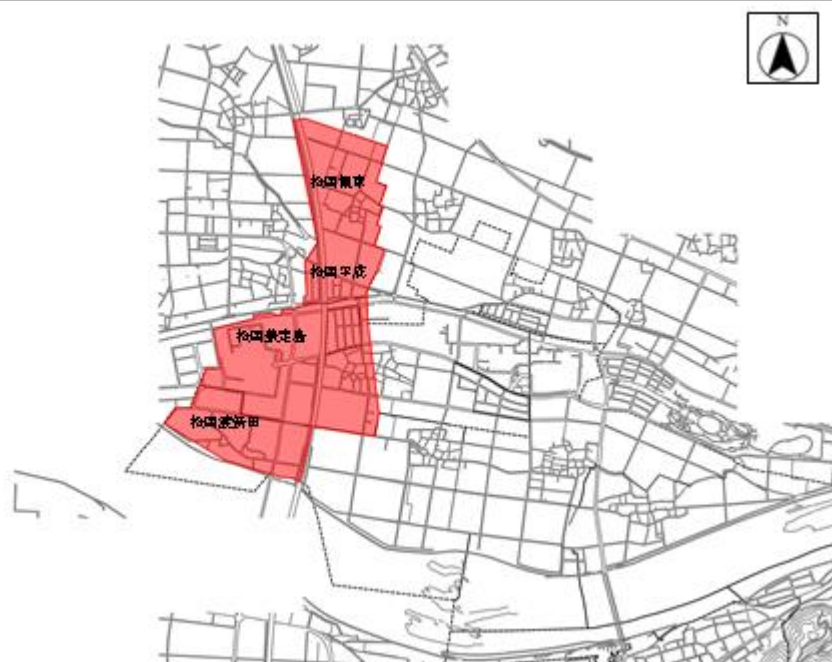
(味真野工業団地周辺)



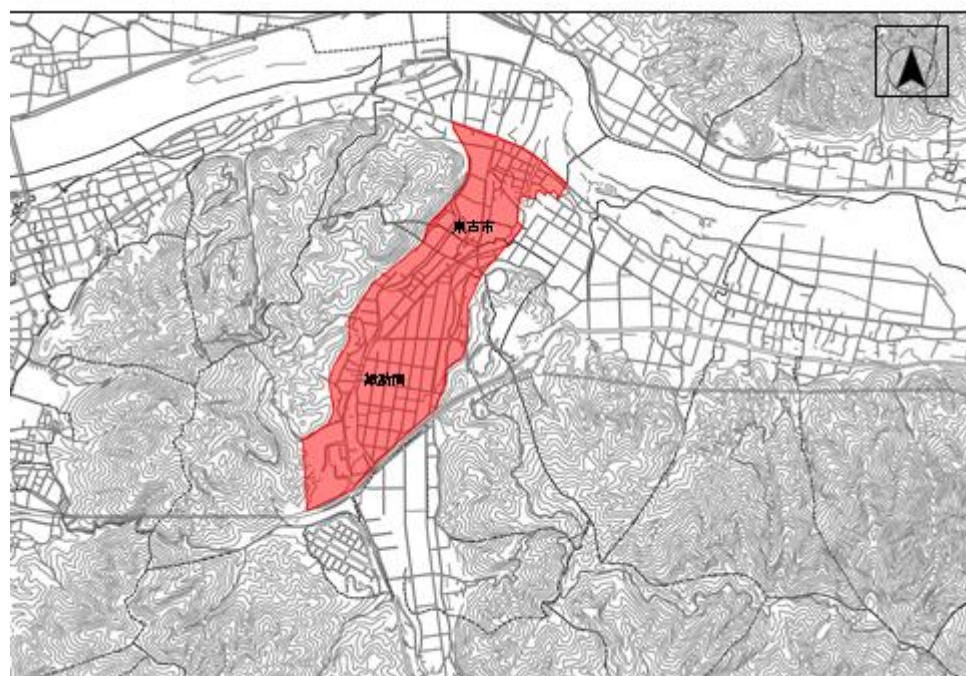
(信越化学工業団地一帯周辺)



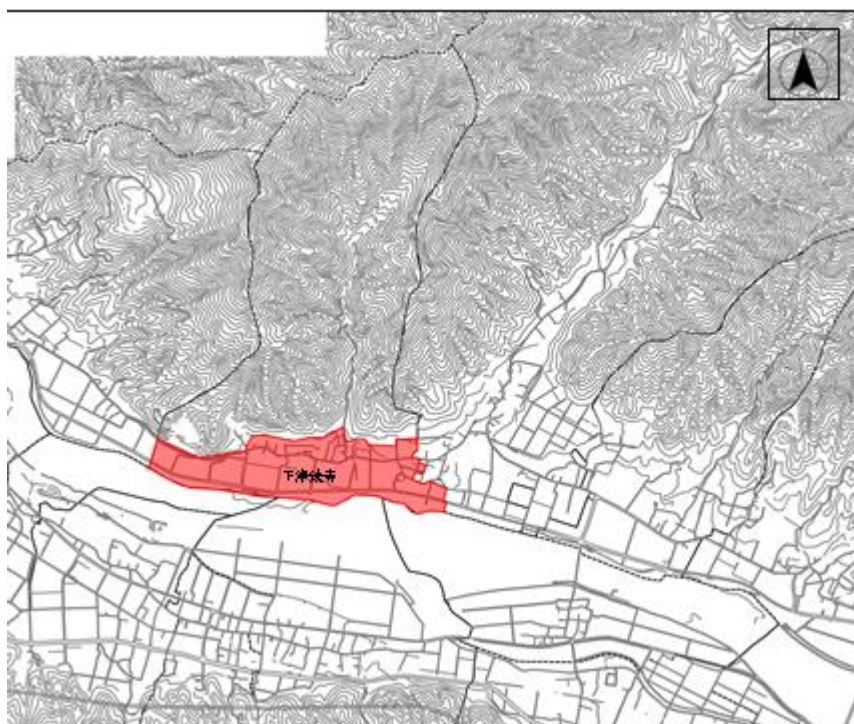
【重点促進区域 1 5】



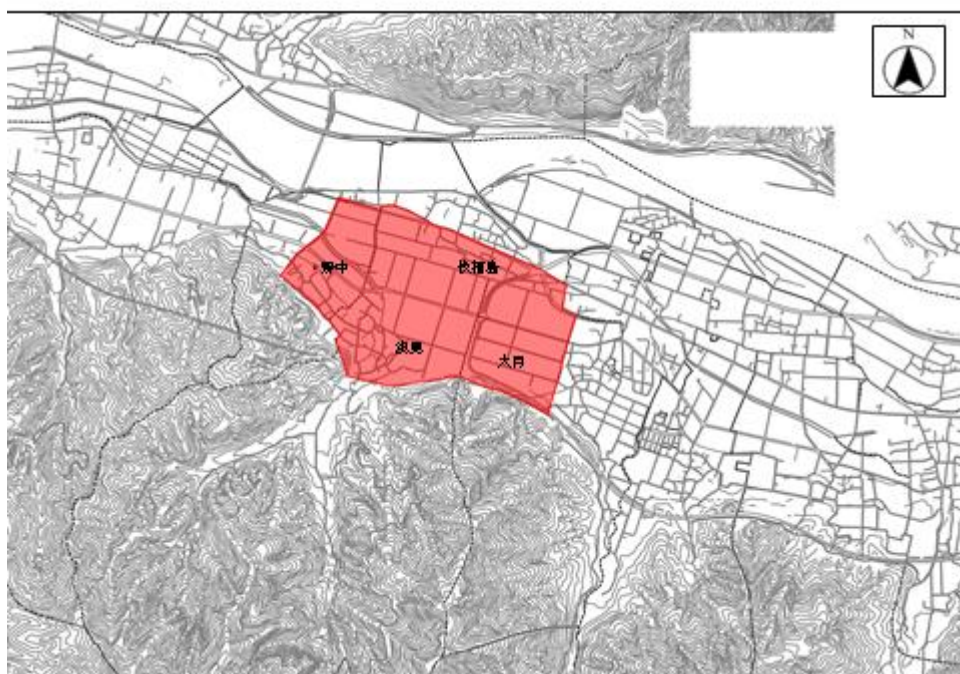
【重点促進区域 1 6】



【重点促進区域 17】



【重点促進区域 18】



(2) 重点促進区域に設定した理由

【重点促進区域 1】

福井北ジャンクション・インターチェンジは北陸自動車道と中部縦貫自動車道、国道 416 号の結節点であり、中部縦貫自動車道の整備が今後進み、東京圏、中京圏といった大都市圏への交通アクセスが向上することから、さらに産業集積が進むと考えられる。

また、国道 8 号、416 号により福井市の市街地を始めとして県内外へのアクセスが極めて良好であることから、高速ネットワークを利用し地域の農産物・特産物等の流通効率化、販路拡大による取引高の増加につなげるべく、地域経済牽引事業を促進するために物流関連産業を中心として重点的に支援すべき区域である。なお、区域内の若栄工業団地（工業地域）に空き区画はなく、周辺に遊休地もない。また、近接する市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はない。インターチェンジ周辺の利便性を活用する物流関連企業等が立地するためには、やむをえず農地を利用することから、区域内の農用地区域を含めて重点促進区域を設定する。

【重点促進区域 2】

福井インターチェンジは北陸自動車道と国道 158 号の結節点であることから、中京、関西圏といった大都市圏へのアクセスが良く、今後さらに産業集積が進むことが考えられる。

また、国道 158 号が通り、国道 8 号にも近接しており、福井市の市街地を始めとして県内外へのアクセスが極めて良好であることから、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、福井インターチェンジを中心として概ね 500m の圏内と国道 158 号沿線に存在する大字の区域を、重点促進区域として設定することとする。なお、区域内には工業団地はなく、周辺に遊休地もない。また、周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はない。インターチェンジ周辺の利便性を活用するとともに、既立地企業が規模拡大を図るためには、やむをえず農地を利用することから、農用地区域を含めて重点促進区域を設定する。

【重点促進区域 3】

区域の設定に当たっては、本市の基幹産業である化学産業（39 社）を中心に大規模工場が集積しているテクノポート福井は、今後も産業集積が進むことが考えられる。

また、福井港と隣接しており、国道 305 号、416 号及び福井港丸岡インター連絡道路が通っているなど交通インフラ整備も充実していることから、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、テクノポート福井及び周辺区域を、重点促進区域として設定することとする。なお、区域内には 3 区画 5.8 ヘクタール（うち福井市側：1 区画 2.4 ヘクタール、坂井市側：2 区画 3.4 ヘクタール）の分譲地がある。

一方、福井市企業立地戦略において、テクノポート福井は工業用水が整備されているため「基幹産業である化学系企業の立地を図る」としており、化学系企業に絞った大規模工場の立地を図る。他に遊休地はなく周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はない。そのため、既立地企業が規模拡大を図るためには、やむをえず農地を利用することから、農用地区域を含めて重点促進区域を設定する。

【重点促進区域4】

区域の設定に当たっては、本市基幹産業である繊維産業が集積しており、今後も産業集積が進むことが考えられる。

また、国道416号が通っており、福井港へのアクセスも可能であるなどインフラ面でも非常に充実していることから、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、二日市工業専用地域及び周辺区域を、重点促進区域として設定することとする。なお、区域内の工業専用地域及び周辺に遊休地はなく、既立地企業が規模拡大を図るためにはやむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域5】

区域の設定に当たっては、本区域は現在集積されている物流関連産業を中心に、既存企業の拡充を含め、今後も集積が進むことが考えられる。そのため、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、現在集積が進んでいる問屋町周辺である問屋町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、印田町、曾万布町、河増町を重点促進区域として設定する。なお、区域内の準工業地域及び周辺に遊休地はなく、既立地企業が規模拡大を図るためにはやむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域6】

区域の設定に当たっては、本区域は、国道8号が地域内を通り、福井インターチェンジにも現在集積されている製造業及び物流関連産業を中心に、既存企業の拡充を含め、今後も集積が進むことが考えられる。そのため、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、現在集積が進んでいる工場適地周辺である下河北町を重点促進区域として設定する。なお、区域内に遊休地はなく、周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はない。既立地企業が規模拡大を図るためにはやむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域7】

区域の設定に当たっては、従来から誘致を進めてきた製造業を中心とする企業が集積している福井中央工業団地があるほか、市の中心部から5キロ、国道8号まで3キロ、福井インターチェンジまで10キロと交通インフラも良好であり、新たな工場用地として十分な面積を備えている。

当該区域では、福井中央工業団地の既存企業による新分野進出や、県内外の企業との連携などにより新たな工場等の立地が期待されることから、地域経済牽引事業を重点的に促進するため、工業団地及び周辺に存在する大字を重点促進区域として設定することとする。なお、区域内の工業団地（工業地域）及び周辺に遊休地はなく、周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はない。既立地企業が規模拡大を図るためにはやむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域8】

本区域内の三留工業団地には、従来から誘致を進めてきた製造業等が集積しており、電子部品製造業や繊維製品製造業を中心とした企業が立地している。

今後、新たな分野への進出や、既立地企業との連携による新たな工場等の立地が期待されてお

り、それを支える十分な面積を備えていることから、三留工業団地及び周辺に存在する大字を、重点促進区域として設定することとする。なお、区域内工業団地及び周辺には遊休地はなく、周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はないため、既立地企業が規模拡大を図るためには、やむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域 9】

本区域は、化学、プラスチック、電気関連などの企業が集積しているグリーンピア清水工業団地（甕谷工場適地）を有し、県道 28 号線に近接しているほか、工場適地周辺には、新たな工場の用地として十分な面積を備えている。今後も新たな企業の立地が期待される区域であるため、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、グリーンピア清水工業団地が存在する大字の区域を重点促進区域として設定することとする。なお、区域内工業団地及び周辺に遊休地はなく、周辺市街化区域内の工業系用途地域にも活用できる土地はないため、既立地企業が規模拡大を図るためには、やむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域 10】

区域の設定に当たっては、地域の特性として、地場産業である繊維製造業関連企業の工場が設置されている場所であり、鯖江インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、河端工業区域を含む大字の区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 11】

区域の設定に当たっては、地域の特性として、地場産業である眼鏡・繊維業関連の企業を中心に事業所が集積する場所であり、国道 8 号からも近く、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、東部工業団地を含む大字の区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 12】

区域の設定に当たっては、地域の特性として、機械部品製造業や地場産業である繊維業関連の企業を中心に事業所が集積する場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、鯖江機械工業団地を含む大字の区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 13】

金津中部工業団地には、自動車部品関連産業や電子部品、繊維、機械、薬品などの製造業の集積があり、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。また、当該団地は、JR 北陸線芦原温泉駅から半径 1.3 キロに位置し、令和 5 年北陸新幹線芦原温泉駅の開業を見据え、大都市圏へのアクセス向上を生かしつつ地域経済牽引事業を重点的に促進するため、金津中部工業団地を含む大字の区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 14】

区域の設定に当たっては、同区域内に 50 社を超える、自動車関連産業や電子部品産業などといった先端技術産業を含む多様な製造業が集積している。

また、武生インターチェンジ、南越駅（仮称）及び J R 武生駅といった主要な交通インフラ、さらに今後開通予定である北陸新幹線の新駅からも、それぞれ 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高く、今後も成長が見込まれるほか集中して支援をしていくべき地域である。これらのことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、今立工業団地、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、味真野工業団地、信越化学工業一帯を含む大字の区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 15】

区域の設定にあたって、本区域には福井大学医学部、福井県立大学、ほか 2 つの専門学校など学術研究機能、情報産業機能が集積しており、本区域での雇用は他地域からの就業者の流入が見られる。南北に通る北陸自動車道の福井北ジャンクション・インターチェンジからも学術研究機能の集積は、交流人口の増大につながり地域の安定した雇用の創出が見込まれる。区域内には製造業を中心とした企業が点在しているが、今後は地域の製造業や福祉・医療分野、農業とも連携した研究開発施設等の集積地「知の拠点」の形成を推進するため、福井大学医学部・福井県立大学周辺の大字的区域を重点促進区域として設定することとする。また、永平寺町の市街化区域は宅地用途が中心となっており、企業立地に適していない。

【重点促進区域 16】

本区域を含む「永平寺参ろ一ど」は、国土交通省・経済産業省による「平成 28 年度スマートモビリティ研究開発・実証事業：専用空間における自動走行等を活用した端末交通システムの社会実装に向けた実証」の実証評価地域として選定され、この実証事業において、平成 29 年度より実証実験に必要な環境整備、自動走行の事業モデルの検討や明確化、自動走行車両の実現に必要な技術開発及び実証実験が行われる予定である。全国に先駆けて自動走行技術を導入することによって、本区域では自動走行技術に的を絞った企業誘致、創業環境の整備を行うとともに、I o T・A I 等の最先端技術と地域のものづくりを中心とした産業とのビジネスマッチングによる地域活性化、雇用機会の増加、観光誘客を推進するため、永平寺インターチェンジから永平寺口駅にかけての大字的区域を重点促進区域として設定することとする。また、永平寺町の市街化区域は宅地用途が中心となっており、企業立地に適していない。

【重点促進区域 17】

区域の設定にあたって、本区域を含んでいる永平寺町では、製造業の中でも飲料・たばこ・飼料製造業が高い付加価値額を創出しており、当分類で永平寺町の付加価値額は県内 1 位、全国でも 164 位であり酒造業のブランド力によるところが大きいといえる。現在本区域で計画されている「醗酵の里（仮称）」により、永平寺町の豊かな地域資源を活用した農産物業者との取引額の増加も見込まれる。また、観光スポットとしての機能も有することから、大本山永平寺との相乗効果も期待でき、観光客の増加、交流人口の増加による地域活性化へとつなげることができる地域

の牽引事業を推進するため、下浄法寺地区の区域を重点促進区域として設定することとする。また、永平寺町の市街化区域は宅地用途が中心となっており、企業立地に適していない。

【重点促進区域 18】

本区域は中部縦貫自動車道により東西への交通利便性が高く、その交通インフラを利用した供給地として製造業を中心としたものづくり産業を推進する区域である。中部縦貫自動車道の上志比インターチェンジから 1.5 キロ以内である本区域の周辺は、小中学校や社会福祉施設、運動・文化施設に加え、道の駅や温泉等の観光施設もある小さな拠点が形成されうるところであり、区域内に点在している自動車部品工場等と地場産業である繊維産業を中心とした製造業を集積させることで、新たな雇用の創出に繋がるため、上志比インターチェンジ周辺の大字の区域を重点促進区域として設定することとする。また、永平寺町の市街化区域は宅地用途が中心となっており、企業立地に適していない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

- ・鯖江市 河端工業区域、東部工業団地、鯖江機械工業団地
- ・あわら市 金津中部工業団地 (農工団地)
- ・越前市 今立工業団地 (農工団地)、北日野工業団地、王子保工業団地 (農工団地)、大虫工業団地 (農工団地)、池ノ上工業団地 (農工団地)、味真野工業団地 (農工団地)、信越化学工業一帯

※既存の農工団地等にある遊休地に企業を誘致する場合は、市町の実施計画にもとづき旧農工法の 5 業種 (工業 (製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業) を対象に誘致を進めることとする。

遊休地が存在せず新たに確保する必要がある場合は、農村産業法に基づく新たな様式により市町実施計画を作成する必要がある。ただし、県が国の基本方針に基づいて、基本計画を策定するまでは旧農工法での 5 業種が対象とする。

地番は別紙 2 のとおり。

設定する区域は、平成 29 年 7 月 1 日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①最先端技術を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維産業、眼鏡産業、自動車産業、素材産業、伝統工芸産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③清廉かつ豊富な水等の自然資源を活用した成長ものづくり分野
- ④恐竜、東尋坊、越前がに等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ⑤越前がに等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥間伐材等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑦低廉な電力、高速道路等の産業インフラを活用した第4次産業革命

(2) 選定の理由

①最先端技術を活用した成長ものづくり分野

過去から現代まで地域経済を支えてきた繊維産業や眼鏡等の地場産業が培ってきた巧みの技が、現代において炭素繊維等の高機能繊維や、鍍金や微細加工、金属加工や表面処理、3D光造形技等の最先端技術に応用されており、こうした技術が嶺北地域には多く存在している。

本県は、人口当たりの中小企業の割合が38.9社/千人と、最も高い都道府県であるが、一方で、事業所千件当たりの特許等出願件数は29.4件であり、全都道府県中11位と高い水準となっている。これは域内の中小企業が、大企業にも劣らない優れた技術力を持っていることを示している。加えて、県の工業技術センターにおいても、同様に33の特許技術を開発・保有しており、この中には、航空機や自動車の新たな部品素材としての開発が進められている炭素繊維の開繊技術等、具体的な製品開発に結びついているものも存在する。

県は、これら技術のポテンシャルを踏まえ、工業技術センター内に「ふくいCFRP研究開発・技術経営センター」の設置した他、県民衛星打ち上げプロジェクト、医療・介護産業創出支援等の政策やソフト事業の取組も行っている等、航空・宇宙産業や医療・福祉・介護産業等の新分野進出を支援している。

こうした最先端技術を活用し、成長ものづくり産業の稼ぐ力を向上させていく。

②繊維産業、眼鏡産業、自動車産業、素材産業、伝統工芸産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

(繊維産業)

繊維産業の県内の製造業に占める業種別割合は、事業所数及び従業者数が第1位、製造業出荷額等が第3位と本県の基幹産業である。

また、全国に占める福井県の繊維の製造品出荷額についても、化学繊維の織物、編物がシェアの3割以上を占めている状況である。

ポリエステル長繊維織物	119億円	(全国シェア35.6%)	第2位	※H24まで第1位
ビスコース人絹織物	4億円	(全国シェア55.2%)	第1位	
羽二重類(広幅)	6億円	(全国シェア29.4%)	第1位	
細幅織物	109億円	(全国シェア30.9%)	第1位	

経編ニット生地 106 億円（全国シェア 40.6% 第1位）

近年は炭素繊維複合材料の売上げ強化に向けて、県工業技術センター内に設置した「ふくいCFRP研究開発・技術経営センター」で事業化の促進を支援している。

（眼鏡産業）

1905年（明治38年）、福井市を起源とする眼鏡産業は鯖江市を中心に発展し、眼鏡枠の生産では全国の95%以上のシェアを誇っており、関連事業所数は174社を数える。また、鯖江市の眼鏡製造業1事業所あたりの出荷額は、約32,700万円、従業者一人あたりの出荷額も1,460万円と2011年以降右肩上がりにある。

（自動車関連産業）

当該地域は、中京地区の自動車メーカーに近く、自動車部品工場及び関連業種の立地に地理的優位性があり、アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社をはじめとした自動車部品製造企業のほか、高い素材開発力や金属加工技術により同産業の裾野を支える関連企業が地域内に広く見られる。本地域の自動車関連産業の製造品出荷額は、県全体のほとんどで、輸送用機械器具製造業の製造品出荷額は、約1億円となっており、県全体の約1割を占めている。

また、平成22年12月の福井経済新戦略の提言を受け、これに基づき「プロジェクト推進行動計画」を推進しており、新たな成長産業の事業化を図るため、「技術開発事業化ロードマップ」を検討している。この中で、より具体的な事業化目標を定めるなど産学官連携による製品開発のスピード化を図り、次世代自動車部品等の産業集積を促進していく計画を立てている。

なお、今秋には、大野市において㈱タニコーによるステンレス加工工場の増設着工、勝山市において㈱フクタカによる自動車部品製造工場の増設着工、鯖江市において㈱CFCデザインによる炭素繊維複合材製造工場の増設着工が予定されている。

（素材関連産業）

テクノポート福井には、全体で64社が操業しているが、その内、化学工業37社、非鉄金属製造業9社が立地しており、化学工業・素材関連産業の集積が多く見られる。

また、テクノポート福井には、立地した企業による企業協議会を設置して、企業間の交流を積極的に行っており、技術的な交流により先端的な化学産業の創出も期待されている。

（伝統的工芸品）

本地域は、車移動で30分圏内に5つの伝統工芸品（越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前筆筒）の産地が集積している全国的にも珍しい地域となっている。この地域では、約1,600人が伝統工芸に従事しており、そのうち約100名が伝統工芸士としての資格を持つなど、伝統工芸が産業として成立している。

また、各産地での発信拠点の整備や産地間や近隣観光地との周遊ルートづくりを進めており、平成28年に開催した伝統工芸全国大会では約7万人が来場するなど、各産地への観光客等は順調に増加している。

この他、県、市町、産地組合、商工団体で構成する越前ものづくりの里プロジェクト協議会を組織し、5産地が連携した後継者育成や産地連携による販路開拓等をすすめて、伝統工芸を核とした産業と観光の一体的振興を図っている。

近年では、打刃物の技術を用いたステーキナイフや越前和紙を使用した壁面装飾等、職人が持つ優れた技術を活かした製品が国内外で新たな需要を開拓している。

このように、嶺北地域には、繊維産業、眼鏡産業、自動車産業、素材産業、伝統工芸産業等をはじめとする産業集積があり、こうした集積を活用した成長ものづくり分野において稼ぐ力をさらに向上させていく。

③清廉かつ豊富な水等の自然資源を活用した成長ものづくり分野

本地域は、④及び⑤でも述べるとおり、海・山・里の幸にあふれており、名水百選に選定されている御清水に代表される豊かできれいな水等、優れた自然資源を有する地域である。

大野市、勝山市の北東部には、万年雪をたたえた霊峰白山をはじめ、白山支脈である赤兎山や経ヶ岳、日本百名山の一つである荒島岳等の秀峰が並び、豊かな伏流水の源となっている。これらの山々が蓄えた水は、九頭竜川や真名川、清滝川、赤根川等の一級河川となり日本海へ向けて流れている。豊かな水の流れは、地上だけでなく地下にも幾層の地下水脈を形成するため、本地域では本願清水（大野市）、神谷の水（勝山市）、小和清水（坂井市）、榎清水（鯖江市）、瓜割清水（越前市）、大谷の薬水（越前町）、鶯清水（南越前町）と、質・量ともに豊富な名水が各地に存在し、魚介類の加工業を中心とした集積が見られる。

本県では、これらの資源を活かすことのできる食品および飲料製造業の企業を福井県企業立地促進補助金等により支援しており、平成29年4月からは福井県企業立地促進補助金を一部改正し、支援内容をより手厚くした「食品関連産業」区分を新たに設け、自然資源を活かした成長ものづくり分野のさらなる伸張を図っていくところである。

こうした食産業の高まりに加え、全国的に平均寿命が長い（男性3位、女性7位。「平成22年都道府県別生命表」参照。）ことから、本県には「健康長寿」ブランドが定着している。このため、今日では、健康長寿にかかわる医薬品および医薬中間体市場への事業展開を行う事業者も散見される。

④恐竜、東尋坊、越前がに等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野

この地域には、一乗谷朝倉氏遺跡や大本山永平寺、白山平泉寺などの史跡、東尋坊や越前海岸などの景勝地、恐竜博物館や西山公園などの人気スポット、越前がにやおろしそばなどの食、日本遺産に認定された北前船寄港地や越前焼などの観光資源がある。

平成28年の嶺北地域における主要観光地の入込数は次のとおりである。

- 1位 東尋坊 144万人
- 2位 恐竜博物館・かつやま恐竜の森 110万人
- 3位 西山公園 106万人

4位 大野まちなか観光 97万人

5位 あわら温泉 96万人

(出典：福井県「平成28年福井県観光客入込数(推計)」)

本県は、国内随一の恐竜化石の産出地であり、県立恐竜博物館は、国際的な視野に立った恐竜研究の拠点となっている。恐竜に特化した展示の規模は世界最大級であり、平成28年度の来館者数は90万人を越えた。

また、株式会社リクルートライフスタイルが発表した「じゃらん宿泊旅行調査2017」では、「子どもが楽しめるスポットや施設・体験が多かった」が昨年に引き続き全国10位となり、恐竜博物館の知名度が向上し、全国に定着しつつあることが伺える。また、「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」が全国5位(2016年26位)となり、越前がにやおろしそばをはじめとした「食」も本県観光の魅力の一つとなっている。

平成28年の観光客入込数は、1,652万人となった。なお、観光客数を算出するための係数は平成28年の最新の数値を用いているが、平成27年以前と同じ係数を使用し計算した場合においても1,347万人となり、過去最高となる。この要因として、平成27年の北陸新幹線金沢開業をはじめ、西山公園などの既存観光地の入込数の増加、観光拠点の新設、首都圏における集中的なプロモーションの実施等が考えられる。今後、北陸新幹線の敦賀開業など、さらなる誘客拡大の絶好の機会を迎えており、この時期を逃すことなく、地域の観光資源を磨き上げ、本県ブランドとして打ち出していくとともに、周遊・滞在型の観光地づくり、人材育成、地域の特色を活かした県産品の開発・販路拡大など、様々な施策を、県、市町、民間とも共働しながら、総合的に進めていく。

⑤越前がに等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県の農業については、平成28年度販売額が野菜で約23億円、果樹約4億円となっている。本地域の北部に位置する坂井北部丘陵地では、県内最大の畑地(約1,000ヘクタール)となっており、露地ではキャベツ・ニンジン・スイカ、施設ではメロン・トマトなどが栽培され、企業の農業参入による大規模栽培も行われている。

水産業では、平成27年生産額は、海面漁業で約84億円、海面養殖で約4億円となっている。本地域は沿岸から沖合にかけて起伏に富み、玄達瀬、松出シ瀬など多くの天然礁が点在し、恵まれた海域環境で、定置網、底曳網、刺網等の漁業が営まれ、全国で唯一、皇室へ献上している越前がにをはじめ、日本三大珍味のひとつである越前雲丹など、多くの特産品がある。

ブランド特産物としては、農業では、奥越さといもや河内赤かぶらなど、地域風土と先祖代々の努力により100年以上前から受け継がれてきた伝統野菜が20種類以上あり、これらを「福井百歳やさい」と名付け、産地面積の拡大に必要な生産資材の導入支援を行い、産地の拡大を進め、ブランド化を進めている。

また、水産業では、トップブランドである越前がに、その中でも一定条件を満たした極上品の『極』、その他、現在、本県沖での大型生簀を用いた海面でのトラウトサーモンの養殖を始めてお

り、福井生まれ、福井育ちのトラウトサーモンとして、新たなブランド化を進めていく。

その他、6次産業化の推進として、福井県食品加工研究所内にサポートセンターを設置、商品企画へのアドバイスや加工技術の研修会などを実施している。また、県外販売向け商品の開発を行うため、都市圏のバイヤーや生産者団体、商工団体、金融機関、行政など多様な関係者による「6次産業化推進会議」を設置し、それぞれの専門力を活かした農林漁業者による商品開発の初期段階から販売まで、一貫した支援を行っている。

⑥間伐材等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

林業は、過去に植林した人工林の資源が成熟してきており、「木を伐って使う」取組みを進めており、施業としては間伐が中心となっている。県産材の生産量は、平成28年度で17.8万m³であり、人工林の資源は今後も増加していくことから、県産材の更なる利活用を進めていく。

これまで森林内に残されてきた未利用間伐材の有効活用を図るため、木質バイオマス発電施設の整備等を支援、平成26年度から間伐材を搬入、28年度から発電が開始されている。

間伐材の安定供給には生産コストの削減が必要なことから、高性能林業機械の導入などを支援しており、間伐材の生産量は、年々増加している。

(福井県の間伐材生産量)

平成25年度	75,000 m ³
平成26年度	95,000 m ³ (対前年 126.7%)
平成27年度	122,000 m ³ (対前年 128.4%)
平成28年度	134,000 m ³ (対前年 109.8%)

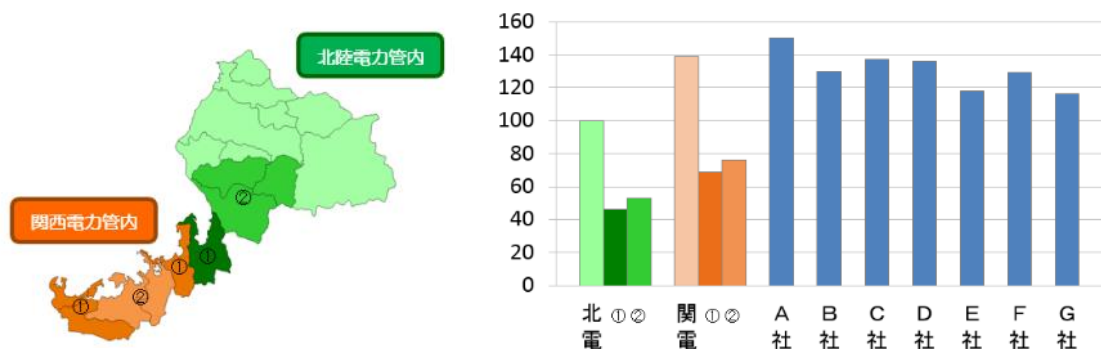
(うち木質バイオマス燃料調達量)

-
45,000 m ³
63,000 m ³
68,000 m ³

⑦低廉な電力、高速道路等の産業インフラを活用した第4次産業革命

本地域は北陸電力管内にあり、全国的に見て安価な電力供給ができる地域(図表1)である。

(図表1 電気料金比較表)



※前提条件：契約電力200kW、稼働率50%、新規雇用10名、平成29年4月現在 各社公表の標準メニューに基づき福井県試算

また、本地域にある福井北ジャンクション付近は北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点で

あり、交通利便性の点においてインセンティブを持つ地域である。

こうしたメリットを活かして、一般的な製造業は勿論のこと、県内製品を県外に発送する物流関連産業を本県にとって重要な産業分野の一つとして誘致・振興を進めている他、ICTを活用した周年型大規模園芸ハウス等による生産性の高い園芸等を支援している。

また、本地域の坂井市に県が設置している福井県産業情報センターでは、情報産業育成、産業情報提供サービス及び中小企業に対する情報通信に関する支援を行っている。さらに、情報関連企業や大規模なコールセンター等 16 社が立地する情報産業集積団地「ソフトパークふくい」が存在する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域が持つ強みを生かし、生産性の向上やブランド力の向上を図るためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。こうした事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用することで、積極的な対応で事業コストの低減を図ることで新事業の創出を促進し、地域経済の成長・発展を後押ししていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設（県、大野市、勝山市、鯖江市、永平寺町）

企業の積極的な設備投資が実施されるよう、一定の要件を化した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

②地方創生関係施策の実施

（福井市）

令和 2 年度～4 年度の地方創生推進交付金を活用し、繊維産業の競争力底上げのため、農業等の成長分野における新事業展開や海外展開等の地域経済牽引事業を支援する取組みを実施予定。

（越前市）

平成 29 年度～令和元年度の地方創生推進交付金を活用し、まちづくりのため、交流人口を増やすための伝統産業の振興（産業観光の推進等）を支援する取組みを実施。

- ・伝統的工芸品「越前打刃物」共同工房の増設に対する補助
- ・上記施設の周辺環境整備

（永平寺町）

平成 29 年度～令和 3 年度の地方創生推進交付金を活用し、しごと創生のため、農業、IT・AI・IoT、観光分野での先進的な地域経済牽引事業を支援する取組を実施。

- ・付加価値の高い地域ブランド力の向上・観光産業の発展に資する研究、商品開発、情報発信、設備投資に対する支援

- ・地元農産品・特産品の販路拡大、流通コスト削減、売上高増大を図る取組に対する支援
- ・I T・A I・I o T等の最先端技術を生かした地域の活性化、人手不足解消を図る取組に対する支援

③企業立地促進補助金

先端技術産業・健康長寿関連産業・試験研究所・その他製造業・情報サービス業・物流関連産業に該当する企業の立地に係る投下固定資産に対して助成を行うとともに、特定の産業に関しては事業活動費に対しても助成を行っている。

④投資ファンドの創設

県、県内金融機関、(株)地域経済活性化支援機構等が協力して、株式上場を目指す成長志向の中堅企業を対象とする投資ファンドを創設し、事業や若者雇用の拡大を支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○福井オープンデータライブラリの充実

県では、国の「電子行政オープンデータ戦略」を踏まえ、公共データを利用可能な形で公開しており、行政の透明性の向上を図るとともに、公開データを利活用したビジネスが展開される基盤を整え、オープンデータによる社会・経済の活性化の促進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための事業環境整備の提案を受けた場合においては、県産業政策課が窓口となり、関係部局と調整の上で適切な対応をすることとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用共用施設の整備

- ・新産業エリア整備促進チームによる産業用地確保（県、市町）

②人材の育成・確保

- ・従事者等の職業能力の向上、U・Iターン就職希望者の掘り起し等（県）
- ・経営者、管理者、技術者を対象にした研修の実施（ふくい産業支援センター）
- ・新規学卒者、中途採用希望者を対象とした就職情報の提供と就職促進（福井県商工会議所連合会）
- ・事業プラン作成等の個別支援の実施（福井県商工会連合会）
- ・実践的長期企業実習や高度技術指導者の紹介等による産業担い手の育成（福井県経営者協会）
- ・大学院生、ポスドク、若手社会人を対象とした実践的人材育成プログラムの実施（福井大学）
- ・インターンシップの実施、若手起業家の育成（福井工業高等専門学校）

③技術支援等

- ・技術相談や共同研究による新製品開発の支援（県）

- ・ 高度な科学機器の開放これらを利用した技術相談等の実施（若狭湾エネルギー研究センター）
- ・ 共同研究や技術相談等による技術支援（福井大学、福井工業高等専門学校）

④インフラ整備

- ・ 北関東地域との交流の活発化を見据えた北陸新幹線の整備促進（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、県）
- ・ 福井港の利用性向上（県）
- ・ 広域的地域活性化基盤整備計画等に基づく観光アクセス道路等の整備（県）

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度 (初年度)	30年度、 令和元年度	2年度～ 4年度	5年度 (最終年度)
【制度の整備】				
① 不動産取得税等の 減免措置の創設	条例の制定 12月議会または2月 議会で審議	運用		運用
② 地方創生交付金の 活用		(福井市) 令和2年度地 方創生交付金 の交付決定 市議会審議 (予定)	事業開始、運用(予定)	
	(越前市) 12月地方創生交付金 の交付決定 市議会審議、事業開始	運用		
	(永平寺町) 12月地方創生交付金 の交付決定 町議会審議、事業開始	運用		
③ 企業立地促進補助 金	運用			
④ 投資ファンドの創 設	平成30年2月 運用開始予定	運用		運用
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】				
福井オープンデータ ライブラリの充実	運用			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
相談対応	運用			

【その他】	
① 産業用共用施設の整備	運用
② 人材の育成・確保	運用
③ 技術支援等	運用
④ インフラ整備	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、人材や設備、資金などの開発基盤を強化し、もって革新的な研究開発等を促すことが重要と考える。このため本県では、大学研究者や大企業、公設試、金融機関など産学官金が一体となって、研究開発から販路開拓までを包括的に支援する「ふくいオープンイノベーション推進機構」を平成27年6月に設立した。

個々の支援機関が行う企業支援の効果を最大限発揮させるため、こうした支援機関の連携を促進する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①工業技術センター

本県の産業振興に向けて、県内企業に対する技術指導や情報提供に関して幅広い支援事業を行っている。また、ふくいオープンイノベーション推進機構においては企業が抱える研究課題についての相談窓口の機能も併せて担っており、機構活用のマネジメントを行う。

②商工会議所・商工会

地区の商工業の総合的改善を目的に、巡回に企業の事務指導、地区が抱える課題に応じた研修の実施等を行う。

③公益財団法人 ふくい産業支援センター

本県の企業に対する包括的な相談窓口となっており、新分野進出や事業の多角化等経営革新を推進する個人・中小企業に対し、企業診断、専門家派遣、新分野進出研究開発は販路開拓におけるマッチング等の総合的支援を行っている。

④産業技術総合研究所

平成28年3月、県・産総研・NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、「航空・宇宙」、「ライフサイエンス」、「ロボット」の3分野で新たな成長産業の創出を目指す連携協定を締結した。産総研は研究開発の支援、NEDOは事業化に対する助言や実用化開発への助成を行っている。

また、同年4月より、工業技術センター内に産総研「福井サイト」が開設され、県内企業との共同研究に向けたコーディネーターとして駐在員が配置されている。企業への個別訪問やイベントの

開催により産総研がもつ研究シーズと企業のニーズをマッチングし、近年では多くの共同研究が実現している。

⑤福井大学

福井大学産学官連携本部が、地域の産業界と共有できる課題の抽出と、その解決に従来の学部・学科の枠を越えて協力できる仕組みとして機能しており、大学の窓口として地域産業界の支援を行っている。

⑥福井県立大学

平成 29 年 6 月、地域との連携を進めるための全学的組織として福井県立大学地域連携本部を開設し、地域企業等からの相談対応を行っている。また、連携本部の開設に合わせて、福井銀行と「産学連携の協力推進に係る協定」を締結。連携本部内に福井銀行 地域創生チームのメンバーを「学外コーディネーター」として参画させ、教職員と連携して大学の研究シーズと企業ニーズとのマッチングを進めている。

⑦福井工業大学

福井工業大学地域連携研究推進センターにおいて、企業や公的機関との技術提携を進めており、委託研究・試験研究、共同研究、技術移転の推進などの支援を行っている。

⑧福井工業高等専門学校

福井工業高等専門学校地域連携テクノセンターにおいて、地域企業との共同研究や技術相談による企業支援を行っている。また、起業家育成と事業創出の支援にも取り組んでいる。

⑨公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

農林水産業の発展及び環境の保護に寄与することを目的として、新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産に関する研修及び教育等、農林水産業の担い手の確保及び育成を行う。

⑩公益社団法人 福井県観光連盟

福井県の観光事業の健全な振興を図り、もって、観光客の誘致及び産業経済の発展に寄与することを目的として、県内へ送客する国内外の旅行事業者への助成や地域の魅力のPR活動を行う。

⑪福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫

商工会議所や外部専門家と連携し企業からの相談を受け付けるとともに、県と連携した投資ファンドを運用し、企業の財政支援を併せて行う。

⑫県内金融機関（⑪を含む。）

県内の中小企業に対し、県が設定した制度内容に基づき、低利・長期の融資を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

県においては、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築などのため、福井県環境基本条例を制定するなどして積極的に環境の保全、自然の保護などに努めている。

特に、本地域は、多数の海水浴場を擁した美しい海岸線や緑豊かな山々など自然に恵まれた地域であることから、円滑な企業立地の推進と地域住民の生活との調和のとれた共存を図っていくことが重要である。

このため、本計画の実施に当たっては、住民の理解を得ることを最優先に考え、市町が企業と住民との仲介役になり、公害防止協定や住民の意見を聴取するなど環境保全、生活保全の調整を進める。

また、地域の環境を保護するため、企業に対して大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境法令の遵守を指導するとともに、環境への負荷を抑えるため、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を働きかける他、国立公園等の環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、事前に情報提供を行う等福井県の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、平成 16 年に「福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとしている。

このため、企業立地による地域産業集積の促進に当たっては、

①防犯に配慮した施設の整備・管理

- ・事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするため、照明装置などの施設整備
- ・道路、公園、工場等における植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保
- ・公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないための管理の徹底
- ・交通事故や犯罪を防止するため、交通安全施設の整備及び夜間において人の行動が視認できる程度の照度の確保

②従業員等に対する防犯指導

- ・従業員に対する遵法意識の浸透及び従業員、顧客等が犯罪被害に遭わないための防犯指導等の徹底
- ・外国人従業員に対する日本の法制度の指導の徹底
- ・外国人を雇用しようとする際の不法就労の防止と人事管理の徹底

③地域における防犯活動への協力

- ・事業活動に関し自主防犯活動を積極的に行うとともに、地域住民等が行う自主防犯活動への協力
- ・企業立地等を通じた地域の産業集積に伴い、犯罪及び事故防止ならびに地域の安全と平穏の確保に配慮

④連絡体制の整備

- ・犯罪や事故発生時における関係機関への連絡体制の整備と捜査への協力など、所轄警察署や交通

安全推進団体等と連携を取り地域の安全確保に配慮などを推進する。

(3) P D C A体制の整備等

毎年度終了時に地域経済牽引事業計画の実績を取りまとめ、K P Iの進捗状況を把握するとともに、基本計画の終了年度には効果の検証と対象事業の見直しを行う。

また、県内産業を取り巻く環境が大きく変化する等、本計画のあり方に関わる事象が発生した場合においては、上記時期に関わらず、十分な検証を行った上で計画の見直しを検討することとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、重点促進区域1～9及び15～18に土地利用調整が必要な区域が含まれるため、これら地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

また、重点促進区域10～14には土地利用調整が必要な区域が含まれていない。地番は別紙3のとおり。

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域1】

福井北ジャンクション・インターチェンジ周辺においては、平成29年7月に永平寺インターチェンジ～上志比インターチェンジが開通したことにより、中部縦貫自動車道における永平寺大野道路が全線開通し、北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点となったところである。また、福井北ジャンクション・インターチェンジに接続する国道416号が東西に通っているほか、区域の約3キロ西には本県を縦断する国道8号が南北に通っている。また、国道416号に接続する一般県道京善・原目線(県道165号)や広域農道が整備されている。区域の大部分において上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域2】

福井インターチェンジ周辺においては、福井インターチェンジに接続する国道158号が東西に通っているほか、区域の西には本県を縦断する国道8号が南北に通っている。さらに、区域内には主要地方道福井・今立線(県道25号)、一般県道稲津・松岡線(県道113号)などが整備されている。また、上水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域3】

テクノポート福井周辺においては、水深10mの岸壁3バースを始めとする公共岸壁、約25ヘクタールの荷捌地・野積場が整備されている福井港を備えており、福井市街地を通過して福井北ジャンクション・インターチェンジに結節する国道416号、また主要地方道丸岡インター線が通っている。工業団地内では工業用水が利用可能なほか、上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 4】

二日市工業専用地域周辺においては、国道 416 号が東西に通り、福井市街地や福井北ジャンクション・インターチェンジ、福井港へのアクセスが可能である。さらに一般県道福井・三国線（県道 103 号）が整備されている。また、工業用水が整備されているほか、上下水道も整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 5】

問屋団地周辺においては、区域に近接して、本県を縦断する国道 8 号や中心市街地から福井インターチェンジを通り大野市へつながる国道 158 号が整備されている。さらに、区域内では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 6】

下河北工業適地周辺においては、区域内に本県を縦断する国道 8 号が整備されているほか、一般県道大土呂停車場・下河北線（県道 195 号）や一般県道東郷・麻生津線（県道 181 号）も整備されている。さらに区域内では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 7】

三留工業団地周辺においては、区域に近接して主要地方道福井・四ヶ浦線（県道 6 号）や一般県道清水・麻生津線（県道 253 号）、主要地方道福井・朝日・武生線が整備されている。さらに区域内では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 8】

福井中央工業団地周辺においては、主要地方道清水・美山線（県道 32 号）や一般県道三尾野・別所線（県道 182 号）が整備されている。さらに、福井中央工業団地は受電や汚水処理を共同で行う設備が整備されている。また、区域内では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 9】

グリーンピア清水工業団地周辺においては、主要地方道福井・朝日・武生線（県道 28 号）が整備されている。さらに、区域内では上水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 15】

福井大学医学部・福井県立大学周辺においては、北陸自動車道に平行して福井北ジャンクション・インターチェンジに接続する一般県道大畑松岡線（県道 164 号線）が南北に通っているほか、区域の西には本県を縦断する国道 8 号が南北に通っている。また、区域の大部分は上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 16】

参ろ一ど周辺においては、平成 29 年 7 月に永平寺インターチェンジ～上志比インターチェンジが開通したことにより、中部縦貫自動車道における永平寺大野道路が全線開通しており、永平寺参道インターチェンジが整備されたところである。また、参ろ一どに並行して国道 364 号が南

北に通っており、永平寺参道インターチェンジと区域の北を通る国道 416 号を結んでいる。区域の大部分は上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 17】

下浄法寺周辺においては、東西に流れる九頭竜川に並行して主要地方道勝山丸岡線（県道 17 号線）が通っており、坂井市や勝山市へのアクセスが可能である。国道 416 号が東西に通っている。区域の西には国道 416 号が通っており、中部縦貫自動車道永平寺参道インターチェンジへのアクセスが可能である。また、上下水道も整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

【重点促進区域 18】

中部縦貫自動車道（永平寺大野道路）の開通により、上志比インターチェンジが整備されたところである。上志比インターチェンジと接続する国道 416 号により永平寺町中心部、福井市または勝山市へのアクセスが可能である。また、区域内では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

（他計画との調和等）

【重点促進区域 1】

重点区域に設定された当該区域については、福井都市計画区域マスタープランにおいては、「物流拠点等として土地利用できるよう、周辺環境に配慮しながら、市街化区域への編入を検討する」とされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「インターチェンジ周辺に流通業務機能の誘導」とされ、永平寺町都市計画マスタープランにおいても、「新しい産業拠点」として位置づけられている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「高性能な機械の導入により田として利用する」とされ、永平寺町農業振興地域整備計画においては、本区域を含む松岡ブロックでは、「今後も水稲作を主体とした土地利用を進めていく」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、各都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、農用地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された高速道路インターチェンジ周辺である当該区域については、平成 27 年 3 月に策定された福井市企業立地戦略及び平成 27 年 12 月に策定された福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において「産業を誘導する地区」として位置づけられ、平成 29 年 3 月に策定された第二次永平寺町総合振興計画においても「新産業拠点」として位置づけられている。

今般、当該区域は高速道路の交通利便性を活用し、製造業のみならず物流関連産業等の誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市及び永平寺町においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 2】

重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として、「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、例外的に一定の条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされ、福井市都市計画マスタープランにおいては、「集落への影響を勘案しながら、企業立地等の適切な土地利用を誘導する」としている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「高性能な機械の導入により田として利用する」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、農用地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された高速道路インターチェンジ周辺である当該区域については、平成 27 年 3 月に策定された福井市企業立地戦略及び平成 27 年 12 月に策定された福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において「産業を誘導する地区」として位置づけられている。そのため、地域の経済発展に繋がる経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

今般、当該区域は高速道路の交通利便性を活用し、製造業のみならず物流関連産業等の誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 3】

農地として重点促進区域に設定された当該区域について、嶺北北部都市計画区域マスタープランにおいては、テクノポート福井を産業振興ゾーンとして位置付け、福井市都市計画マスタープランにおいては、「産業を支える拠点として形成された環境を維持向上」とされている。

また、福井農業振興地域整備計画及び三国農業振興地域整備計画においては、この地域に関して特段の位置づけはなされていないが、良好な農業用水が供給され、良質米や園芸作物が生産されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は素材関連産業等の集積地である。今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 4】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、「工業地を維持する」とされており、福井市都市計画マスター

ランにおいては、「産業を支える拠点として形成された環境を維持向上」とされている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において、「今後も田として利用するほか、麦・大豆の振興を図る」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は繊維産業等の集積地である。今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域5】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、「今後も流通業務地を維持する」とされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「流通業務地として、操業しやすい環境を形成」とされている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「高性能な機械の導入により田として利用する」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は高速道路インターチェンジに近接するとともに、物流関連企業の集積地である。今般、これらの地域は高速道路の交通利便性を活用し、製造業のみならず物流関連産業等の誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域6】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として、「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、例外的に一定の条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされ、福井都市計画マスタープランにおいては、「流通業務地として、操業しやすい環境を形成」としている。

また、この地域を含むエリアは福井市農業振興地域整備計画において「今後は近代的農業経営を行う条件を備えていることから、田として利用する」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計

画との調和を図っていく。

当該区域は製造業等の集積地であるため、今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域7】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、「工業地を維持する。」と位置づけされており、福井市都市計画マスタープランにおいては、「産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上」としている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「大区画圃場整備の実施により田として利用する」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は製造業の集積地であるため、今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域8】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として、「農村の地域コミュニティ維持等の特別な理由がある場合は、例外的に一定の条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされ、福井市都市計画マスタープランにおいては「産業を支える拠点」として位置づけられている。

また、この地域を含むエリアは福井農業振興地域整備計画において「田としての利用を図る」と記載されている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は繊維産業等の集積地であるため、今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域9】

農地として重点促進区域に設定された当該区域について、福井都市計画区域マスタープランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針として、「農村の地域コミュニティ維持等の特別な

理由がある場合は、例外的に一定の条件を満たす地区に限り、適切な規模での開発を許容する」とされ、福井市都市計画マスタープランにおいては「周辺環境に配慮した産業拠点の形成を誘導します」と記載されている。

また、福井農業振興地域整備計画において、本地域が含まれる清水地区は「高性能機械の効率的な運用と農作業等の安全を図るための事業を実施する」と記載されており、良質米の産地となっている。一方、福井農業振興計画において、振興計画により目指す農業振興の方策として「農業従業者の減少が進む中で、農業を維持するために、農業および他産業による所得向上により生活環境を維持する」とされている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

当該区域は素材関連産業の集積地であるため、今般、これらの地域は集積を活用した成長ものづくり分野等において稼ぐ力を向上させるための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、福井市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 15】

永平寺町農業振興地域整備計画において、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤整備事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としている。一方、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「今後のまちづくりは、優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、中部縦貫自動車道の整備効果を積極的に活用するとともに、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく」としている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、福井大学医学部、福井県立大学、ほか2つの専門学校など情報産業が集積するソフトパークふくいや学術研究機能や情報産業機能が集積している本区域については、永平寺町都市計画マスタープラン及び平成29年3月に策定された第二次永平寺町総合振興計画において「学術交流拠点」として位置づけられ、学術研究都市として地域に開かれた学びの場となる交流拠点の創出などの充実を図り、多様な人が学び、集う環境づくりを進めるとしており、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等については、現在把握していないが、永平寺町においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 16】

永平寺町農業振興地域整備計画において、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤整備事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としている。一方、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「今後のまちづくりは、

優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、中部縦貫自動車道の整備効果を積極的に活用するとともに、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく」としている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、本区域については、中部縦貫自動車道が広域連携軸として位置付けられており、広域的な人や物の流れを支える軸としており、今般、それらを活用し自動走行関連技術を中心とした最先端技術に特化した製造業の誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等については、現在把握していないが、永平寺町においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 17】

永平寺町農業振興地域整備計画において、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤整備事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としている。一方、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「今後のまちづくりは、優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、中部縦貫自動車道の整備効果を積極的に活用するとともに、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく」としている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、本区域については、永平寺町都市計画マスタープラン及び平成 29 年 3 月に策定された第二次永平寺町総合振興計画において「景観シンボル軸」として位置づけられている。今般、この区域は、九頭竜川の景観の保全を図るとともに、親水的活用として整備を図るものであり、景観との調和を図った整備を行うため、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の遊休地等については、現在把握していないが、永平寺町においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

【重点促進区域 18】

永平寺町農業振興地域整備計画において、土地利用の方向として「農業生産の確保を図るために必要な農用地として、農業以外の他用途の需要が見込まれる土地を除き、優良な農用地を確保するため現在土地基盤整備事業により整備された農用地及び今後整備予定の農用地の内、今後とも農用地として利用することが適当と認められる土地は農用地として確保を図る」としている。一方、永平寺町都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「今後のまちづくりは、優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、中部縦貫自動車道の整備効果を積極的に活用するとともに、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく」としている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計

画との調和を図っていく。

そういった状況のなか、本区域については、中部縦貫自動車道が広域連携軸として位置付けられており、広域的な人や物の流れを支える軸としているため、今般、これらの地域は製造業の誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等については、現在把握していないが、永平寺町においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め(1)において把握された工場適地、業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて設定することとする。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整は、地域の実情を踏まえ、以下の方針により行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

福井市においては、JR福井駅を中心として、市街化区域に指定されている。重点促進区域であるテクノポート福井には製造業(化学工業・素材関連産業)の集積が進んでいることもあり、この区域の土地の活用を優先する。次に、市内工業系用途地域に空き区画は少なくなっているが、こちらの活用を優先する。福井市の市街化調整区域は、農振農用地区域に指定されている土地が多く、当該区域外での開発を優先することとする。

また、永平寺町の松岡地区中央部は市街化区域に指定されている。市街化区域のうち、志比塚地区、薬師地区及び観音町駅周辺の地区は、地場産業の集積する工業地として操業環境の維持・向上を図るため、地場産業関連企業については、この土地の活用を優先することとする。この他、永平寺町は農振農用地区域に指定されているため、当該区域外での開発を優先することとする。

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、地方公共団体が大規模な工業団地を先行して造成するのではなく、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえた後に調整を行うこととする。

やむを得ず農振農用地区域内での開発を行う場合は、「福井県農業振興地域整備基本方針」および「福井県農業振興地域制度事務処理要領」、「福井県農業振興地域整備計画の変更に係る同意基準(平成24年3月29日農振第980号課長通知)」の除外要件」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、優良農地を確保する観点から、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地区域の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる恐れがある場合は、開発は認めないとする。

福井市においては、国営九頭竜川下流農業水利事業が整備されたところであり、九頭竜川や足羽川、日野川用水流域では基幹水利施設ストックマネジメント事業などで農業用排水施設の更新事業も実施されていることから、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行い、周囲の土地改良施設等に影響を与えないような計画になっているかどうか、当該施設の管理者の同意が得られるような計画になっているか等、十分に検討することとする。

永平寺町においては、国営九頭竜川下流農業水利事業が整備されたところであり、農業用排水施設の更新事業も実施されていることから、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。特に、土地改良事業等の受益地や農振農用地区域内の相当部分を開発するものなど、地域の農業振興に支障をおよぼす恐れがある開発は行わないこととする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、今後、圃場整備事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、現状、農地中間管理機構関連事業の実施予定は確認されていない。今後、当該事業の対象農地になった場合、機構の中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

重点促進区域および土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域内において現に宅地化された土地の活用を優先することとする。ただし、市街化区域において適切でないと認められ、かつ、地形・環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域に設定することも可能とする。この場合、市街化調整区域において、大規模な公共施設整備を要することがないよう留意するとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設、住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発し

ないなど市街化調整区域が、都市計画法上において開発を抑制する地域であることに鑑み、上記（２）を踏まえ、以下の流通等の結節点（インターチェンジから概ね 500m以内が妥当）を活用する重点促進区域および土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設は、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難または著しく不適当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で、以下のような施設とするものとする。

【重点促進区域 1】

本地域には、北陸自動車道は関西・北陸方面を、中部縦貫自動車道は中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸となっており、国道 416 号の結節点である福井北ジャンクション・インターチェンジがあり、国道 8 号が南北に通るなど、交通インフラが最も充実した地域であるため、地域農産物、特産物等を全国へ運ぶ流通拠点に適しており、流通業等の誘致・振興を図ることが期待できる。

（対象施設）

立地条件及び本計画において目標とする成長ものづくり産業や農林水産業の誘致・振興を踏まえると、本区域においては、以下の施設についての立地の必要性を認めることができる。

立地が想定される企業として地域特産物等の食品関連物流企業の他、植物工場や生体材料の研究施設及び工場等、地域の農業等の販路拡大、流通費用の効率化を図れる施設とする。

【重点促進区域 2】

本地域には北陸自動車道と国道 158 号の結節点である福井インターチェンジがあるほか、国道 8 号にアクセスが容易であるなど、交通インフラが最も充実した地域の 1 つとなっているため、地域農産物をはじめとする流通拠点に適しており、流通業等の誘致・振興を図ることが期待できる。

（対象施設）

立地条件及び本計画において目標とする流通業等の誘致・振興を踏まえると、本区域においては、以下の施設についての立地の必要性を認めることができる。

立地が想定される企業として地域特産物等の食品関連物流企業の他、植物工場や生体材料の研究施設及び工場等、地域の農業等の販路拡大、流通費用の効率化を図れる施設とする。

10 計画期間

同意日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度

をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)